

平成23年度
自己点検・評価報告書

平成24年6月

筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻

第1章 教育の理念及び目標

1 総説

本学法科大学院は、「社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」という司法制度改革の理念の下、夜間大学院における社会人法学教育の実施を目的として開設された。有職社会人の通学可能性を担保するため、開講時間帯の中心を平日夜間とするなど、カリキュラム上も種々の工夫を凝らしている。

また、上記の基本目的を具体化するため、本学法科大学院においては、具体的な教育目的を以下の4点に集約し、これらを公式ウェブサイト上で公開している。

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

上記4点の具体的な教育目的を遂行するため、本学法科大学院では、開講科目を、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の4群に大別し、さらに以下のように細分化して各学年に適切に配当することによって、社会人学生が限られた時間を最大限に活用して、その学習進度に応じて効果的かつ効率的に学習できるように配慮している。そして、これら4群の開講科目は、学習進度に対応して重層的に配置され、法律基本科目で得た知識を実務基礎科目において別の角度から再確認するなど、多面的・多角的な学習の機会を提供できるよう工夫されている。それにより、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう、教育課程が編成されている。また、教育方法についても、双方向・多方向における授業を可能な限り導入し、少人数教育を実施することによって、知識の詰め込みに偏することなく、優れた法曹の養成を目標として教育が実施されている。これらの開講科目の具体的分類については、公式ウェブサイト上で公開している。

さらに、本学法科大学院では、進級要件及び到達度確認制度（GPA）を明確化し、これを厳格に運用することとして、修了要件単位数とともに、公式ウェブサイト上でこれら要件を公開し、上記の教育目的の実現に努めている。厳格な成績評価及び修了認定を確保するために、一定の書式に基づく各科目の「採点基準」を学生に公開することに加えて、各科目の成績分布の状況について「成績分布表」を作成し、これを法曹専攻事務室において学生の自由な閲覧に供する方法で公表している。併せて、各科目の成績評価について、当該評価が如何になされたかを学生が照会できる制度等を保障している。

2 教育目的と養成すべき法曹像

本学法科大学院では、先述の教育理念と目標に関して、以下の教育目的を明確化してこれを公式ウェブサイト上で公開することにより、適切な教育が実施されるよう努めている。

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

本学法科大学院において養成しようとするのは、社会人として獲得した知識・経験・技能を法曹実務の中に活用し、豊かな人間性と感性と高い倫理観を備え、専門知識を具体的な紛争解決に応用する能力と新たな問題を柔軟に解決できる能力を備え、先端的法分野について十分に理解し社会の発展に貢献できる法曹である。このような法曹像は上記の教育目的に明示されている。

3 教育理念

さらに、上記の教育目的を実現するため、以下のような教育理念を提示し、これらについても公式ウェブサイト上で公開している。さらに、学生による効果的な学習を支援するため、各学期におけるモデル・カリキュラムを作成し、これらについても公式ウェブサイト上で公開している。

- ① 教育内容および科目の目的に応じた少人数教育
- ② 理論教育と実務教育との架橋
- ③ 総合科目の充実
- ④ 多彩な展開・先端科目
- ⑤ 自主的学習の支援
- ⑥ 単位取得要件と進級要件の工夫
- ⑦ 併設法律事務所でのリーガルクリニック

これらの教育理念は、以下のように具体化されている。

- ① 教育内容および科目の目的に応じた少人数教育については、講義形式の授業においても双方向の授業の重要性については十分な配慮を行い、講義形式の授業のほか、教育内容および教育目標に応じて少人数のクラスを編成し、双方向・多方向的授業を行っている。
- ② 理論教育と実務教育との架橋については、法学の基礎を理解するために、多くの実定法科目を用意し、応用力を養うため、理論と実務を架橋する、「法曹倫理」、

「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」などの実務系科目の充実を図っている。

- ③ 総合科目の充実については、現実の紛争に対する解決能力を養うため、公法領域、民法領域、刑法領域のそれぞれについて、総合演習科目を配置し、併せて実体法と手続法の総合的理解を含めた応用的・実践的能力の涵養を図る教育を行っている。
- ④ 多彩な展開・先端科目については、先端的・応用的法分野についての専門知識を習得するため、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」などの、多彩な展開・先端科目を用意している。
- ⑤ 学習上の時間的制約の強い有職社会人に配慮し、自主的な学習を支援するため、法曹専攻自習室の終日利用、休日・休暇中のチューターの活用、電子媒体による教材へのアクセスなどを整備している。
- ⑥ 単位取得要件と進級要件の工夫については、プロセスとしての教育を保証し、双方向性を確保するため、授業回数数の3分の2以上の出席が期末試験受験の要件となること、必要な単位を取得しても、GPAが一定の水準に達していない場合には、進級することができないことを明示している。
- ⑦ 併設法律事務所でのリーガルクリニックについては、本学法科大学院に併設されている法律事務所において、現実のクライアントと接しながら実践的法学教育を実施している。

4 教育理念と目標の達成状況

(1) 学生の在籍および進級状況

本学法科大学院における学生の在籍並びに進級状況の概要は下記のとおりである。専攻教育会議、FD委員会および教務委員会において、成績評価と修了認定のあり方について十分な議論を行っている結果、成績評価・修了認定は厳格に実施されている。そのため、実際に進級要件を充足せずに留年する者が発生している。成績評価・修了認定が厳格に実施されていることが、学力水準の維持につながっている。

また、有職社会人学生を対象とする本学法科大学院の特性上、業務の都合でやむなく休学する者が多く、これが留年者の大半を占めている。標準修業年限修了者の修了率は、平成17年度入学生 77.5%、18年度入学生 82.5%、19年度入学生 69.8%、20年度入学生 77.5%と、おおむね8割程度となっており、休学者の多くは復学して修了している。こうした点を勘案する限り、学生の在籍並びに進級状況はおおむね妥当な範囲にある。ただし、平成21年度以降、1年次での留年者の数が増加しており、成績不振者に対する学習支援について、さらに検討する必要があると感じられる。

- ① 平成17年度 1年次40名・・・2年次への進級者32名（留年者7名）
（退学者1名）

- ② 平成18年度 1年次47名・・・2年次への進級者41名（留年者6名）
（退学者0名）
2年次32名・・・3年次への進級者32名
- ③ 平成19年度 1年次49名・・・2年次への進級者40名（留年者9名）
（退学者0名）
2年次41名・・・3年次への進級者37名（留年者3名）
（退学者1名）
3年次32名・・・修了者31名（留年者1名）
（退学者0名）
- ④ 平成20年度 1年次49名・・・2年次への進級者41名（留年者6名）
（退学者4名）
*進級者と退学者のダブルカウント2名
2年次43名・・・3年次への進級者41名（留年者1名）
（退学者1名）
3年次38名・・・修了者36名（留年者2名）
（退学者0名）
- ⑤ 平成21年度 1年次46名・・・2年次への進級者28名（留年者17名）
（退学者1名）
2年次40名・・・3年次への進級者40名（留年者0名）
（退学者0名）
3年次43名・・・修了者32名（留年者11名）
（退学者0名）
- ⑥ 平成22年度 1年次53名・・・2年次への進級者36名（留年者13名）
（退学者4名）
2年次28名・・・3年次への進級者27名（留年者1名）
（退学者0名）
3年次51名・・・修了者40名（留年者10名）
（退学者1名）
- ⑦ 平成23年度 1年次49名・・・2年次への進級者24名（留年者21名）
（退学者4名）
2年次37名・・・3年次への進級者27名（留年者10名）
（退学者0名）
3年次37名・・・修了者29名（留年者8名）
（退学者0名）

(2) 修了生の新司法試験合格状況

本学修了生の新司法試験合格状況は、下記の通りである。

平成 23 年新司法試験			
出願者	受験者	短答式合格者	最終合格者
88 名	55 名	30 名	4 名
平成 22 年新司法試験			
出願者	受験者	短答式合格者	最終合格者
76 名	43 名	30 名	11 名
平成 21 年新司法試験			
出願者	受験者	短答式合格者	最終合格者
57 名	34 名	21 名	3 名
平成 20 年新司法試験			
出願者	受験者	短答式合格者	最終合格者
29 名	26 名	15 名	5 名

11名の最終合格者を輩出した平成22年を除くと、その数は3-5名程度に留まっている。

しかし、本学が未修者のみを入学対象としていることに加えて、本学の根本理念である有職社会人に対する夜間教育が構造的に抱える時間的ハンディキャップの点にかんがみると、既修者を含む最終合格者の全国平均データとの数字上の単純比較のみによって、本学の教育成果を図ることはやや早計であると思われる。たとえば、毎年の最終合格者のGPAは、ほとんどが専攻の上位に位置しており、学内の成績評価と新司法試験の結果との間に有意な相関性が認められている。したがって、有職社会人学生特有の時間的ハンディキャップの解消に向けた一層の取組みを含めて、教育支援体制のさらなる充実の必要があるとはいえ、一定の教育成果は達成されていると評価できる。

なお、有職社会人を対象とした本学の特性上、修了者は、必ずしも法曹に轉身せずとも、入学前より在籍していた職場において、本学の教育成果である専門的な法律知識を活用することによって、そこでのさらなるステップアップを実現することも大いに意味があるものと考えられる。今後は、修了生のフォローアップ調査等を通じて、こうした側面での本学の教育成果の達成状況についても評価対象として位置づけていくことを検討している。

[特長]

- 社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとの司法制度改革の理念を忠実に実現するべく、有職社会人が通学可能な夜間大学院として開設し、開講時間帯の中心を平日夜間及び土曜日とするなど、カリキュラム上の工夫を凝らしている。
- 理論教育と実務教育との架橋を目指し、「法曹倫理」、「ロイヤリング」、「リーガルクリニック」などの実務的科目の充実を図っているほか、併設法律事務所の活用を通じた実践的法学教育を行うなど、実務法曹養成を強く意識した教育を行っている。
- 学習上の時間的制約の強い有職社会人への対応策として、法曹専攻自習室の終日利用、休日・休暇中のチューターの活用、電子媒体による教材へのアクセス整備等、強力な自主学習支援を行っている。

[課題]

- 未修者の合格率の全国平均を1つの目途として、さらなる教育内容の改善に向けた取り組みが必要である。
- 有職社会人学生特有の時間的ハンディキャップの解消に向けた一層の取り組みを含めて、教育支援体制のさらなる充実の必要がある。
- 法曹以外の道を選択した修了生について、本学の教育成果の達成状況を図る評価方法を構築する必要がある。
- 平成 21 年度以降、1 年次での留年者の数が増加しており、成績不振者に対する学習支援について、さらに検討する必要があるとされる。

第2章 教育内容

1 総説

本学法科大学院は、「公平性・開放性・多様性」という法科大学院における法曹養成の基本理念を最大限に具現化すべく、既に豊富な知識・経験・技能を有する有職社会人に対して、夜間課程における高度専門職業教育の場を提供することによって、多種多様な人材を法曹界へと導くことを最大の使命として設立されている。こうした本学法科大学院が、想定する主要な学生層は、本学法科大学院入学以前に法学の体系的知識獲得の機会を持たなかった、いわゆる未修の有職社会人である。このため本学法科大学院は、本学における学部教育とは、その教育課程はもとより、組織上も完全に独立している。したがって、学部との一貫教育や合同授業、学部授業科目の履修を前提とした教育の実施等、法曹養成に特化した法科大学院教育の完結性を損なう措置は一切行っていない。

本学法科大学院では、限られた時間内において法学の体系的知識を獲得するため、特に体系的知識の要求される法律基本科目群について、大別して三段階の講義体系を採用し、体系的・反復的学習を実施することによって、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを実現している。まず、この第一段階として、1年生を対象に「憲法Ⅰ〔人権〕」、「民法Ⅰ〔総則・物権総論〕」等15の実定法基礎科目を必修科目として配置している。ここでは、主に理論的教育の視点から、研究者教員が講義を担当し、実定法の各科目に関する基礎的・基盤的知識の修得を図っている。次に第二段階として、2年生を対象に「民法Ⅶ〔民法中心〕」、「刑事法総合〔刑法・刑事訴訟法〕」等4つの応用的な演習系科目を配置している。ここでは第一段階で学んだ各実定法科目の理論的課題について、より深く学ぶことを目的とする。最後に第三段階として、3年生を対象に「民事法総合演習」、「刑事法総合演習〔刑法・刑事訴訟法〕」等、9つの総合演習科目を配置している。ここでは、各実定法領域における複合的な問題を実務的観点をも踏まえて、体系的かつ具体的に学習し、これまでの学習の総まとめを行うことによって、段階的学習の完結を図ることを目的としている。

なお、第二及び第三段階では、主として演習形式の講義を実施するとともに、事例問題に関する起案作業等を行うなどして、法曹としての実務に必要な思考力、分析力、（討議、文章表現の両面における）表現力の涵養に努めている。以上のような三段階の講義体系によって、学生は同一の法的問題を複数の視点から複合的に学ぶことができ、柔軟かつ深い法的体系的思考を身につけることが可能となっている。なお、本学法科大学院では、こうした段階的かつ完結的な教育課程を全ての入学者に対して確保するために、標準修業年限を原則3年とし、コースとしての法学既修者枠は設けていない。

また、本学法科大学院では、理論的教育と実務的教育の架橋を目指して様々な工夫を行っている。まず教育の内容面では、第1に、現実の紛争に対する解決能力の涵養を目指し、実体法と手続法の連携や、総合的かつ体系的な法の理解を可能とするため、演習系科目の充実を図っている。加えて、実定法解釈の基礎を探究する「法哲学」、「法史学」等や、法律学と関連した社会科学に対する広い視野と知見を涵養する「立法学」、「刑事政策」等の基礎法学・隣接科目の充実を図り、理論に裏付けられた実務を担える能力の開発に努めている。また、「法と医療」、「金融法」等社会の多様な新たな法的ニーズや応用

的先端的な法領域に対して、関連する実定法に対する基礎的理論を踏まえた上で、実務法曹として適切な対応ができる能力を涵養するために、多種多様な領域に渉る 33 科目の展開・先端科目を配置している。

第 2 に、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論・事実認定論」、「ロイヤリングⅠ」、「リーガルクリニック」等の法務展開科目といった多様な実務系科目を置き、既述の法律基本科目群等により得た理論的・体系的法知識を、実務的観点から応用・発展させる機会を充実させている。

さらに本学法科大学院では、豊かな人間性と感性を備え、法曹としての高い責任感と倫理観を備えた人材を養成するため、法曹倫理に関連する実務教育にも重点を置いている。まず「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」をともに必修科目にするとともに、前者を弁護士、後者を裁判官・検察官が担当することによって、法曹三者それぞれの視点から法曹倫理を学ばせる。また、現実の事件処理の实地見聞を通じて、法曹倫理で学んだ法曹としての職業倫理を学生に体得させることを可能とする「リーガルクリニック」を重視し、その実施を円滑にするために、学内に併設法律事務所を開設している。

2 科目の開設状況

本学法科大学院では、法科大学院の理念に基づき、プロセスとしての法曹養成にふさわしい履修を確保するため、以下の授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目 (65 単位)

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目として、公法系科目 10 科目 16 単位、民事系科目 17 科目 33 単位、刑事系科目 7 科目 12 単位を必修科目として開設している。加えて、選択科目として、最新判例研究 4 科目 4 単位を開設している。これによって、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を十分に保障できる科目数及び単位数を確保している。

(2) 法律実務基礎科目 (16 単位)

法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野については、法務基礎科目として、「法情報処理」、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」、「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」(以上、各 1 単位)を、応用的な法務展開科目として「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」(以上、各 2 単位)、「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「刑事訴訟法実務の基礎Ⅱ」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」(以上、各 1 単位)を配している。法情報処理を除き、全て法曹実務経験を有する教員が担当するとともに、これら担当教員の多くが関連する法律基本科目の教育にも関与することにより、各科目間の連携を確保するよう努めている。加えて、法務基礎科目の全てと法務展開科目の一部を必修科目とすることにより、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容を保障している。

(3) 基礎法学・隣接科目（7 単位）

基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野については、「法哲学」、「英米法」、「EU 法」、「法史学」、「公共政策」、「立法学」、「刑事政策」の 7 科目を配している（各 1 単位）。いずれも、社会科学としての法律学を学ぼうえで不可欠といえる広い視野の涵養と、人と社会の関係性等についての思索を深め、法に対する理解の視野を広げることに寄与する内容を有する科目であり、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目（49 単位）

応用的先端的な法領域に関する科目及び法律基本科目以外の実定法科目については、「信託法」、「知的財産法」、「特許法」、「著作権法」、「民事執行・保全法」、「倒産法」、「国際取引法」、「国際私法」、「経済法」、「租税法」、「労働法」、「交通賠償法」、「情報法」、「環境法」、「金融法〔金融監督法・金融取引法〕」、「国際公法」（以上、各 2 単位）、「地方自治」、「企業組織再編法」、「金融商品取引法」、「消費者法」、「経済刑法」、「経済犯罪と捜査」、「IT 法制」、「医療・介護保険法」、「年金・企業年金法」、「倒産法演習」、「経済法演習」、「労働法演習」、「知的財産法演習」、「外国人と人権」、「国際経済法」、「英文法律文書作成」、「法と医療」（以上、各 1 単位）を配している。これらの科目は、わが国の多様な新たな法的ニーズに対応するとともに（「法と医療」、「金融法」等）、応用的な法領域（「医療・介護保険法」等）について基礎的理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことにより、実務との融合を図ることを目的としている。特に、有職社会人を主たる対象とする本学法科大学院では、学生に高いニーズのある企業法務に関連する応用的・実務的法務に関連する分野、すなわち、知的財産法分野、金融法分野、国際取引法分野に重心を置いた科目構成を採用している。

このように、本学法科大学院では、法科大学院の理念を踏まえた授業科目の開設を行っており、内容的に法律基本科目に相当する授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目として開講されていることはない。

3 開設科目の適正単位数

法律基本科目については、公法系科目 10 科目 16 単位、民事系科目 17 科目 33 単位、刑事系科目 7 科目 12 単位を必修科目として開設している。加えて、選択科目として、最新判例研究 4 科目 4 単位を開設している。

法律実務基礎科目については、法務基礎科目として 5 科目 5 単位、法務展開科目として必修科目の 4 科目 6 単位と選択必修科目の 5 科目 5 単位を開設している。

基礎法学・隣接科目については、選択必修科目として、7 科目 7 単位を開設している。

展開・先端科目については、すべて選択必修科目として、33 科目 49 単位を開設している。

必修科目、選択必修科目、選択科目については、法科大学院教育の基本理念、および、本学の教育目的に照らして、適切な分類が行われている。

以上のように、法科大学院の教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業

科目が開設されており、この点に関する基準を充たしている。

4 開設科目の適正配置

また、科目の学年別配置については、学生の段階的履修に資するように、基礎から応用、展開へという学習のプロセスが確保されるように配慮されている。まず1年次では、法律基本科目のうちの実定法基礎科目 15 科目を必修科目として、手厚く集中的に配し、わが国の法制度の大枠を確実に理解することを求めている。これは、本学法科大学院がプロセスとしての教育の理念を貫徹するために、コースとしての法学既修者枠を置かず、標準修業年限を原則3年とし、入学者全員を未修者として位置づけたことを踏まえている。次に2年次では、実定法の各領域について、1年次で履修した科目の枠組みを超えた横断的・体系的理解を修得できるように演習系科目（「商法Ⅲ」など）、総合系科目（「刑事法総合〔刑法・刑事訴訟法〕」など）を必修科目として配置するとともに、理論教育と実務教育の架橋の視点から、1年次及び2年次で履修する実定法理論を実務の視点から再構成する内容の法務展開科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」など）を必修科目としている。さらに3年次では、ロースクール教育の総まとめとして、一方において、実務を踏まえた理論的な総合演習系科目（「民事法総合演習」など）を、他方において、より実践的な実務系科目（「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」など）を、それぞれ必修ないし選択必修科目として配している。また、2年次及び3年次（特に3年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしたがった発展学習ができるように、多数の展開・先端科目を開設している。ここでは、学生各自のニーズに合わせたカリキュラムが選択できるように、その全てを選択必修科目として配置している。また、本学法科大学院では、実務法曹の適性として、単なる法理論の理解があるにとどまらず、豊かな人間性と確固たる職業倫理を併せ持つことが必要であるとの視点から、特に法曹倫理教育に力点を置いており、1年次から必修科目として「法曹倫理Ⅰ」を開設しているほか、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等の実務系科目の充実を図っている。

なお、夜間開講という本学法科大学院の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまう。このため、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況が生じ、結果的に学生の選択可能性を阻害してしまうケースがみられる。この点については、従来の学生の履修状況などを詳しく検討しつつ、適正な科目の統廃合等を含めたカリキュラムの再編成を継続的に実施中である。これにより、同一コマ上の複数科目開講は徐々にではあるが削減されてきている。

5 法律基本科目の開設状況

(1) 公法系科目

公法系科目として、「憲法Ⅰ－1（人権）」、「憲法Ⅱ（統治）」、「行政法Ⅰ」（以上、1年次・各2単位）、「行政法Ⅱ」、「憲法Ⅰ－2（人権）」、「憲法Ⅲ（憲法訴訟）」（以上、2年次・各2単位）、「行政法Ⅲ－1」、「行政法Ⅲ－2」、「憲法総合演習」、「行政法総合演習」（以上、3年次・各1単位）の計16単位を必修科目として開設しており、基準を充たしている。

(2) 民事系科目

民事系科目として、「民法Ⅰ（総則・物権総論）」、「民法Ⅱ（担保物権）」、「民法Ⅲ（債権総論）」、「民法Ⅳ－１（契約法）」、「民法Ⅳ－２（契約法）」、「民法Ⅴ（不法行為・不当利得法）」、「商法Ⅰ（企業組織法）」、「商法Ⅱ（企業法総論・企業活動法）」、（以上、１年次・各２単位）、「民事訴訟法Ⅰ」（１年次・３単位）、「民法Ⅵ（家族法）」、「民法Ⅶ」、「商法Ⅲ」、「民事訴訟法Ⅱ」（以上、２年次・各２単位）、「民法総合演習」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」、（以上、３年次・各１単位）、「民事法総合演習」（３年次・３単位）の計 33 単位を必修科目として開設しており、基準を充たしている。

(3) 刑事系科目

刑事系科目として、「刑法Ⅰ（総論）」、「刑法Ⅱ（各論）」、「刑事訴訟法」（以上、１年次・各２単位）、「刑事法総合（刑法・刑事訴訟法）」（２年次・３単位）、「刑法総合演習Ⅰ」、「刑法総合演習Ⅱ」、「刑事訴訟法総合演習」（以上、３年次・各１単位）の計 12 単位を必修科目として開設しており、基準を充たしている。

以上、法律基本科目の必修科目として、標準単位の 7 単位増の計 61 単位を開設しており、必修総単位数の上限についても、基準を充たしている。

6 法律実務基礎科目の開設状況

(1) 概要

法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする必修科目として、「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」の 2 科目 2 単位を開設しており、基準を充たしている。前者は弁護士が担当して、弁護士の立場からの職業倫理を、後者では派遣裁判官および派遣検察官が担当して、裁判官・検察官固有の職業倫理を論じ、法曹としての責任感や倫理観の涵養を総合的かつ体系的に実現する工夫が凝らされている

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする必修科目として、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」の 3 科目 4 単位を開設しており、基準を充たしている。

事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする必修科目として、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」の 1 科目 2 単位を開設しており、基準を充たしている。

(2) 法曹としての技能・責任等の修得に関する科目

模擬裁判に関する必修科目として、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」の 2 科目 2 単位を開設している。前者では、民事模擬裁判を行いながら、その過程で、訴状、答弁書、準備書面等の民事裁判実務に必要な基本的な文書を作成させ、文書作成の基本的な技能を修得させるとともにその他の裁判実務の技能を修得させている。また、後者では、刑事模擬裁判を行いながら、その過程で、起訴状、冒頭陳述書、論告要旨、弁論要旨などの文書を作成させるなどしている。

ローヤリングおよびクリニックに関する選択必修科目として、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」の 3 科目 3 単位を開設している。「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」は、弁護士として活動するための面接・交渉等の基本的な技能について修得させ、「リーガルクリニック」は、学内の併設法律事務所（インターンシップ）又は学外の委託先法律事務所（エクスターンシップ）に学生を配属して、法律

相談立会い、書面起案、法廷傍聴など現実の弁護士実務を実地に体験させて学生に当事者の視点と紛争解決の動態を体得させるようにしている。ただし、後3科目については当該3科目を含めた5科目5単位中2単位を選択する履修形式となっているため、学生の選択によっては必ずしも4単位相当以上の科目が履修されない場合があり得る。そこで、これら科目について4単位相当以上の科目を必修又は選択必修とすることができるように、カリキュラム改革を検討中である。

(3) 法曹倫理の涵養に関する科目

「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」として、独立の授業科目として開設されている。また、他の実務系科目においても、法曹倫理への留意が十分に図られている。とりわけ、実践的要素の強い実習型の実務系科目である「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等においては、法曹としての単なるスキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい法曹倫理の獲得について十分に配慮している。なお、現実のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、学内に学習の拠点となる併設法律事務所を開設している。以上より、この点に関する基準を充たしている。

(4) 法情報調査・法文書作成に関する科目

法情報調査に関する必修科目として、「法情報処理」（1年次・1単位）を配しており、法令・判例、文献を中心とする法情報についての知識を得させ、問題解決に必要な資料の検索、収集について実用的な知識と技能を修得させるようにしている。

法文書作成に関する必修科目として、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」（3年次・各1単位）を開設しているほか、特に涉外法務に関心のある学生を対象として、2年次の選択科目として「英文法律文書作成」を配している。以上より、この点に関する基準を充たしている。

なお、法律実務基礎科目の授業内容の確定、および、その実施に当たっては、当該科目に関連するFD委員会を通じて、実務家教員と研究者教員の連携に努めている。なお、今後の課題として、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」における模擬裁判の実施に当たって、研究者教員の関与をより充実させるためのカリキュラム編成上の工夫を検討している。

7 基礎法学・隣接科目の開設状況

基礎法学・隣接科目については、「法哲学」、「英米法」、「EU法」、「法史学」、「公共政策」、「立法学」、「刑事政策」の7科目7単位を選択必修科目として開設しており、学生はこのうちから、4科目4単位を修得履修しなければならない。したがって、この点に関する基準を充たしている。

8 展開・先端科目の開設状況

展開・先端科目については、バラエティに富む33科目の授業が選択必修科目として配されており、学生はこれらの科目の中から、合計17単位を修得することが求められている。

とりわけ、本学法科大学院の基本理念の中核である「社会人として既に獲得した知

識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成」の視点から、企業法務をはじめとして、実務と密接に関連する科目について、重点的に開設されている〔「信託法」、「知的財産法」、「特許法」、「著作権法」、「金融法〔金融監督法・金融取引法〕」、「企業組織再編法」、「金融商品取引法」、「国際金融法」、「IT法制」など〕。また、公務員等の公益事業に携わる学生も多いことから、コミュニティサービスに関連する分野についても多彩な科目を開設している（「環境法」、「地方自治」、「消費者法」、「医療・介護保険法」、「年金・企業年金法」など）。

なお、新司法試験の選択科目のうち、国際関係法（公法系）に関する科目について開設が行われてこなかったが、学生の強いニーズを踏まえて、平成 22 年度より「国際公法」を独立の科目として開設する改善を実施した。

以上より、この点に関する基準を充たしている。

9 授業時間の適切性

本学法科大学院では、大学設置基準第 21 条から 23 条に則し、原則として、1 学期 1.5 時間授業を 10 週開講することにより 1 単位の認定を行っている。年間のカリキュラムについては、3 学期制を採用しており、期末試験等の期間を除いた授業期間 30 週（各学期 10 週）を厳格に確保している。休講は、可能な限り避けることを原則としているが、やむを得ない場合については、必ず補講を実施することとし、かつ、この補講日程の設定に当たっては、学生からの意見も聴取するなどしたうえで、できる限り本来の授業の直後に補講を行うなどして教育効果への影響が生じないような配慮を行っている。

また、休講及び補講の日程等については、有職社会人学生の特性に配慮して、学内の掲示と併せて、本学法科大学院ウェブサイト内の学内者専用ページにも掲示することとし、学外からも随時情報の確認ができるように対処している。

[特長]

- 本学法科大学院学生の特徴（有職社会人学生）に合わせて、企業法務やコミュニティサービスに関連する多様な展開・先端科目を開設している。
- プロセスとしての教育の理念を貫徹するために、コースとしての法学既修者枠を置かず、標準修業年限を原則3年とし、入学者全員を未修者として位置づけたことを踏まえて、1年次の必修科目である法律基本科目について15科目と手厚い配置を行っている。
- 法曹倫理に関して、理論・実務両面からの充実した授業内容を確保している。
- 法曹実務教育を重視し、「ロイヤリングⅠ」、「ロイヤリングⅡ」、「リーガルクリニック」等、多彩な実習型の実務系科目を配置している。特に、現実のクライアントと接しながら、実践的に法曹としてのスキルと倫理を修得することができる、リーガルクリニックを重視するという視点から、学内に学習の基盤となる併設法律事務所を開設している。

[課題]

- 夜間開講という本学法科大学院の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまうため、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況が生じている。継続的なカリキュラムの再編成を通じて、問題の解消に努めてきており、一定の成果はあがっているものの、なお、改善の余地を残している。
- 「法曹としての技能及び責任等を修得させるための科目」について、4単位相当以上の科目を必修又は選択必修とすることができるように、カリキュラム改革を検討中である。
「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」における模擬裁判の実施に当たって、研究者教員の関与をより充実させるためのカリキュラム編成上の工夫を検討している。

第3章 教育方法

1 総説

平成 23 年度現在における本学法科大学院の収容定員は、112 名であり（入学定員 36 名：ただし、平成 21 年度までは 40 名）、原級留置者および休学者を含めて、平成 23 年度の在籍者数は、1 年次 49 名、2 年次 37 名、3 年次 37 名である（第 6 章参照）。再履修者および科目等履修生を含めて、すべての授業科目について、同時に授業を受講している学生は 50 名未満であり、少人数教育が徹底されている。

これにより、各科目の教育目的に即した双方向的又は多方向的な密度の高い教育の実施が担保できる適正な規模が、すべての授業科目について維持されている。なお、他専攻の学生、他研究科の学生については、「展開・先端科目群」についてのみ、当該授業担当教員の承諾を予め得た者に限って、受講を認めることとしているが、これまで実際に履修した例はない。

修了生に対する適切な学習支援対策の 1 つとして、平成 20 年度より、本学法科大学院修了者のみを対象とする「科目等履修生制度」の運用を始めた。本学法科大学院の特徴である徹底した少人数教育の実施を担保するために、対象となる履修科目を「専任教員が担当する科目で、かつ、必修科目以外の科目」に制限しているほか、各科目当たりの履修生数を適正な範囲に留めて、当該科目の受講者数を適正な規模に留める配慮をして運用されている。

2 授業を行う学生数

本学法科大学院では、少人数教育の徹底を図る趣旨から、法律基本科目について同時に授業を行う学生数の標準を基準よりもさらに少ない 40 名としている。平成 23 年度の場合、実数でも 1 名（「知的財産法演習」）～47 名（「企業組織再編法」）の間にあり、この点に関する基準を満たしている。なお、「リーガルクリニック」については 51 名の履修登録者がいるが、当該科目の教育は少人数のグループで行われており、全員が同時に授業に参加しているわけではないので、少人数教育の趣旨は厳密に守られている。

3 授業の方法

(1) 総説

本学法科大学院では、前述（第 2 章）したような教育課程及び教育内容に従って、学生が法曹として必要とされる法知識の修得にとどまらず、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を涵養するために、授業の方法についても様々な工夫をしている。具体例を挙げれば、次のとおりである。

(a) 法律基本科目について

原則として該当講義の 1 週間前までに講義レジュメおよび参考資料を配付し、予習の効率を高める工夫をしている。特に実定法基礎科目においては、純粋未修者と相当の実力がある準既修者とが受講者に混在しているため、両方のニーズに応えられる内容の講義レジュメを作ることに最も留意している。毎年、講義レジュメおよび参考資料の内容を見直し、最新の内容を組み入れることにしている。また、学生から寄せられた要望を

できる限り講義に反映するように努めている。例えば、講義レジュメの早期配付（紙媒体に加えて、本学法科大学院ウェブサイトからのダウンロード配布）に努め、必要に応じて講義資料の判例等の添付も行っている。こうした工夫を通じて、限られた時間の中で密度の濃い、体系的な講義の実施を確保して、専門的な法知識を確実に学生に定着させるよう努めている。

1年次に履修する基礎科目については、双方向的又は多方向的な討論も授業に取り入れてはいるが、本学の場合、有職社会人という学生の制約上、正規の授業時間での学習時間の確保を学生全員に同一レベルで確保することがきわめて困難であるという事情もあり、また未修者に対して効率よく、かつ、確実に必要な基礎知識を偏りなく定着させていくために、講義中心とならざるを得ない面がある。

もっとも、この点を補うために、2年次以降に必修科目として配置した演習系科目及び総合系科目においては、事前に学生に予習課題を与え、事例を研究させたうえで、具体的素材に基づくケーススタディ方式を取り入れたり、教員と学生及び学生間の討論を積極的に行うなど、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業となるよう配慮している。

(b) 実務系科目について

民事系科目では、実務における具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている。また、事例に的確に対応する能力を涵養するためには、自分の考えを文章に簡潔、的確かつ説得的に表現することが重要であることにかんがみ、テーマを与えて自宅起案をさせ、これについての添削指導をしたり、授業時間を使って即日起案をさせ、これについての講評を踏まえた講義、討論を行う（「民事法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」）などの工夫をしている。とくに「民事法総合演習」については、3年次生を2グループに分け、2名の教員がそれぞれ半数の学生を担当するという方法を採用し、教員と少人数の学生相互において、全員が参加して意見を交換できるような工夫もしている。

同様に刑事系科目でも、実務での具体的事例を事前に学生に検討させ、実務での法運用を講義と学生との討論で理解させている（「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」）。また、「法律文書作成Ⅱ」では、刑事訴訟記録を使用して、模擬裁判を行う方法を探っている。

本学では、時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次配当）を実施している。学生は、各自の受講目標に従い、「日程管理システム」を利用して、Web上から指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の日程と調整を図りながら随時参加する。学生には、必修である「法曹倫理Ⅰ」（1年次）及び「法曹倫理Ⅱ」（2年次）を受講したうえで（2年次の学生は「法曹倫理Ⅱ」を当該年度内に履修を終える見込みであれば足りる。）参加させることとし、参加にあたり関連法令の遵守と守秘義務等に関する指導をして、誓約書を提出させている。なお、学生は研修先から報酬は受け取らないこととなっている。

「リーガルクリニック」の授業に、外部の法律（弁護士）事務所における研修をとり

入れているが、この研修担当には、本学法科大学院の実務家教員があたり、専任教員が研修先の実務指導及び成績評価に責任をもつ体制がとられている。

(2) 授業計画等の周知

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法については、新年度初頭に学生に配付されるシラバスを通じて、すべてあらかじめ学生に周知されている。なお、シラバスについては、本学法科大学院ウェブサイトからも閲覧できるようにしてあり、学生に対する事前周知を徹底するよう努めている。

(3) 授業時間外の学習に対する支援

学生が授業時間外の学習を効果的に行えるようにするために、講義レジュメ教材等の関係資料を資料室での配付に加えて、本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページを通じて、学外からも任意に時間帯を問わず取得できるよう工夫に努めている。学生が予習を効果的に行うため、こうした関係資料類の配付は原則として講義の1週間前までに行っている。なお、ウェブサイトの配付欄は担当教員によるコメントを掲示できる仕様となっており、関係資料の配付と併せて、予習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。

さらに、主として純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学習のため、録画された講義をストリーミング配信し、当該科目の履修学生が自宅等のパソコンから本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるようにしている（後述の「形成支援プログラム」によるシステム）。このストリーミング配信に対する学生のニーズは高く、対象講義の増加に努めており、平成21年度からはシステムの改善を踏まえて、専・他を除く専任教員の担当する講義系科目は原則的に収録対象とした。配信については、対象講義の初回時等に学生に告知し、その周知に努めている。

また、学生の授業時間外の効果的な自習を可能とするべく、休祝日を含め24時間利用できる本学法科大学院専用の自習室を備えている。同室内では、無線LANも利用可能となっており、「TKC 法科大学院教育研究支援システム」やLexisNexisをはじめとした国内外の主要データベースへアクセスして、自習のための情報検索を容易に行える体制となっている。加えて、このネットワークを通じて、前述の講義のストリーミング配信等を活用した自習を可能としている（第10章参照）。

(4) 集中講義の実施状況

一部の授業につき集中講義が実施されているが、この授業の履修に際して必要な予習復習の時間が確保されるよう、教務委員会において検討し、たとえば、同一科目について1日2コマまでの開講を原則とするほか、日曜及び月曜の休日の開講を避ける等、十分配慮している。また、授業時間が短期間に集中しないよう配慮している。夜間法科大学院の制約上、通常の法科大学院と比べて、各学期中の開講時間帯及び開講コマ数がかなり限られているため、夏期休業期間等における集中講義を完全に回避することは困難であるが、学生の適切な自習時間確保のために、継続的な改善に努めている。なお、平成23年度については、本学法科大学院のキャンパス移転という特殊事情のために、集中講義について、

ややタイトな日程を組まざるを得なかったが、平成 24 年度以降については、先述のカリキュラムの再編成の効果もあり、集中講義の科目数および開講期間の適正な間隔について、相当の改善が見込まれている。

4 履修科目登録単位数の上限

履修登録する単位数の上限は、修業年限により、以下のとおりとしている。

- ① 修業年限 3 年の場合：各年次とも 36 単位
- ② 修業年限 4 年（長期履修）の場合：各年次とも 27 単位

この上限単位数には、再履修科目単位数および本学大学院学則第 38 条 1 項に基づいて他の大学院で修得した単位を本学の単位として認定した場合を含む。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、および「C」であった科目を再履修することのみに制限している。

また、TWINS（学務業務支援情報システム）では、上記の上限単位数を超えて履修登録をすることが事実上可能なため、ガイダンス、文書配付、掲示等の複数の手段を通じて、上限単位数を超えた履修登録を認めない旨、学生に対して周知徹底を図っている。また、上限数を超えて登録してしまった学生への対策として、登録期間終了後、各学生の登録単位数のチェックを行い、該当学生に対して個別に連絡し、上申書を提出させたうえで、履修登録の修正手続（上限を超える科目の削除）を行わせている。これにより、上限単位数を超えた科目履修を防止している。

[特長]

- ・ 時間的・職業的制約の大きい夜間・社会人学生が実務に触れる機会を確保するために、法科大学院の施設に法律事務所を併設して、Web 上で利用可能な「日程管理システム」を活用して、フレックスタイム制の「リーガルクリニック」（2年／3年次担当）を実施している。
- ・ 少人数教育の徹底を図る趣旨から、法律基本科目について同時に授業を行う学生数の標準を基準よりもさらに少ない40名としている。
- ・ 学生の効果的な事前学習を支援するため、講義レジュメ等の関係資料の配布を紙媒体での資料室での配布に加えて、本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページにより、学外からも任意に取得できるよう工夫に努めている（原則として講義1週間前までの早期配布を行っている）。また、ウェブサイトの配布欄は担当教員によるコメントを掲示できる仕様となっており、関係資料の配布と併せて、予習に関する留意事項（予習すべき教科書、参考書の該当ページの指示等）を学生に周知できるようにしている。
- ・ 純粹未修者の復習や欠席者、遅刻者の補充学習のため、録画された講義をストリーミング配信し、学生が自宅等のパソコンから本学法科大学院ウェブサイトの学内者専用ページにアクセスすれば、任意にこれを視聴できるよう試みている。

[課題]

- ・ 夜間法科大学院の制約上、通常の法科大学院と比べて、開講時間帯及び開講コマ数がかなり限られているため、夏季休業期間等における集中講義を完全に回避することは困難であるが、学生の適切な自習時間確保のために、さらに対策を検討する余地がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 成績評価

(1) 成績評価の基準

成績評価の全体的な基準については、下記のとおり明確な設定がされており、学生に対しても、配付文書等を通じて、その周知が徹底されている。また、科目ごとについての評価基準（採点基準）についても、シラバスを通じて、事前に評価方法が明示されているほか、期末試験（期末レポート）の具体的な採点基準について、全科目を対象として一定の書式に基づく「採点基準」が学生に公表されている。

各科目の採点に関する具体的な内容（配点割合）については、各担当教員の裁量に委ねられているが、概ね、平常点と学期末試験により総合的に評価することとされている。また、平常点は単なる出席点ではなく、授業における質疑応答の内容、小テスト、レポート等を勘案して評価することになっている。

具体的な成績評価の全体的な基準は、次の通りである。

優秀と認められる者はA評価（80点以上）とし、その中でも特に優秀と認められる者はA+評価（90点以上）とする。良好な水準に達していると認められる者はB評価（70点以上80点未満）とし、一応の水準に達していると認められる者はC評価（60点以上70点未満）とする。そして、上記以外の者はD評価（60点未満（不合格））とする。

成績評価にあたっては、法科大学院の教育の趣旨に合致する内容とし、厳格な成績評価を遵守するために、「A+」及び「A」評価について、一定の制約を付している。成績素点80点以上の者が30%を超える場合には、高得点者から上位30%を目処に「A」とし、そのうち特に優れた者を「A+」とするが、後者の割合は10%を目処とする（ただし、必修科目以外の科目については、相当な理由がある場合には、教務委員会及び専攻会議の承認を得て、「A+」及び「A」の割合を変更できる）。このように厳格な成績評価に努めている。

なお、以上の成績評価の基準に関する学生への周知については、配付文書を通じて事前に行うとともに、各講義の初回時等にも口頭で説明を実施するなど、その徹底を図っている。

(2) 厳格な成績評価基準のための担保措置

本学法科大学院では、上記の成績評価の基準に従った成績評価が行われていることを確保するために、以下のような措置を講じている。

① 学生による成績照会制度

成績評価に対して説明を希望する学生に対しては、成績照会制度による対応を行っている。成績照会を希望する学生は、事務室で配布される「試験の採点結果に関する照会申請書」を所定の申請期間内に提出することによって、授業担当教員に対して成績評価の内容について説明を求めることができる。さらに、この照会に基づく授業担当教員の回答後も、なお成績評価に対して不服があるときは、当該回答受領後1週間以内に所定の書面をもって不服の申し出をすることができる。当該不服の申し出に対しては、授業

担当教員および申出人からのヒアリングの上、教務委員会で協議し、然るべき回答を当該学生に対して行うこととなっている。なお、成績照会制度については、配布文書を通じて、学生への周知に努めている。

成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また、期末試験終了後、専任教員の担当する講義系科目については、原則として講評会を開催し、できる限り詳細な採点基準等に関する情報の開示に努めている。また、講評会を実施していない科目についても、先述のように、「採点基準」等を示した一定の書式に基づく書面を学生に対して公表・配布する等の工夫を行っている。

② 成績データの共有

上記成績分布表は、各教員も自由に閲覧可能であり、担当者間のもとより、関係科目間においても、FD委員会の場を通じて回覧を行うなど、採点分布に関するデータが担当教員間で共有されている。また、今後、FD委員会における討議の基礎資料として、より積極的な活用を図るなど、データ共有化の実効性をさらに改善していく予定である。

③ 筆記試験採点時の匿名性

平成 21 年度の期末試験より、答案用紙に改良を加えて、採点時に答案用紙の学籍番号・氏名欄を覆い隠した形で採点を行っている。これにより、採点時の匿名性が確保されることになり、採点者の恣意等を排した成績評価の客観性をより高めることにつながっている。

(3) 成績評価および関連情報に関する開示

先述のように、成績評価の結果については、当該成績評価の通知と併せて、必要な関連情報の提供をするために、学生が事務室において「成績分布表」を閲覧できるようにしている。また、期末試験終了後、専任教員の担当する科目については、原則として講評会を開催し、できる限り詳細な採点基準等に関する情報の開示に努めている。また、講評会を実施していない科目についても、先述のように、「採点基準」等を示した一定の書式に基づく書面を学生に対して公表・配布する等の工夫を行っている。

(4) 期末試験の実施方法に対する配慮

期末試験の受験資格（又は期末レポートの提出資格）として、当該科目の授業回数のうち、3分の2以上の出席が必要である（複数の教員によって担当している授業科目においては、原則として担当教員別に授業回数の3分の2以上の出席が必要）。なお、授業を「(1)病気により欠席した場合」、「(2)忌引き（3親等以内）により欠席した場合」又は「(3)やむを得ない事由により欠席した場合（授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で相当と認めた場合に限る。）」については、授業に代替する相当な措置（当該欠席授業時間の履修に相当する内容のレポート提出を原則とする。）により、出席とみなす措置を講じている。ただし、この場合であっても、授業回数の6割以上の現

実の出席を必要としている。

(5) 再試験・追試験

期末試験については、追試験と再試験の制度が設けられている。追試験の受験資格は、期末試験を「(1)病気により欠席した場合」、「(2)忌引き（3親等以内）により欠席した場合」又は「(3)授業担当教員が相当と認めて教員会議に申し出があり、教員会議で追試験を認めるのが相当と判断した場合」である（ただし、(3)は例外的に認める場合であり、出席状況等の平常の受講態度がきわめて良好であることを要する。）。これらの要件の充足を厳格に確認するために、追試験願の提出にあたっては、医師による診断書等の添付書類の提出を求めている。

再試験の受験資格は、所定の必修科目（再試験実施科目）において、成績評価が「D」となった者である。追試験、再試験のいずれについても、その実施方法は該当科目の期末試験に準ずることを原則とする。また、通常の期末試験受験者との間に不公平を生じさせないために、期末試験と同一または類似の問題の出題は避けることとしている。追試験の成績評価は通常の期末試験と同様の基準で行っている。再試験の成績評価は合格（「C」）又は不合格（「D」）のいずれかのみとしている。いずれの試験においても、客観的かつ厳正な成績評価を確保するため、学習成果が所定の水準に達しているか厳正に判断している。

なお、再試験の再試験、追試験の再試験、および、再試験の追試験は実施していない。

2 進級制

本学法科大学院は進級制を採用し、以下の進級要件及び到達度確認制度を共に満たさなければ進級できないこととしている。また、こうした進級制の内容については、配付文書等を通じて、学生に十分に周知されている。

なお、原級留置となった場合の再履修科目については、各学年における達成度を確保するために、前年度に成績評価が「D」であった科目を履修すること、及び「C」であった科目を再履修することに制限している。

① 進級要件

- ・ 1年次：履修年次を1年次とする必修科目 33 単位中 21〔17〕 単位以上取得
- ・ 2年次：履修年次を2年次とする必修科目 24 単位中 15〔11〕 単位以上取得
（〔 〕内は、修業年限4年（長期履修）の場合を示す。）

② 到達度確認制度（GPA）

各年次における履修登録単位数のそれぞれについて、A+評価につき4点、A評価につき3点、B評価につき2点、C評価につき1点、D評価につき0点とし、1単位当たりの平均成績値が1.50以上であることを要する。なお、長期履修の場合における、3年次から4年次への進級に際しても、この要件は当然に適用される。

履修登録した授業科目は、途中で履修放棄した科目も含め、すべてGPAの計算に入れることとしている。

なお、科目の性質上、「リーガルクリニック」、「ロイヤリングⅠ」等のごく一部の科目については、合格（P評価）・不合格（F評価）の評価基準を用いているため、GPAの計算には含ませていない。

3 修了要件とその要件

(1) 修了要件

修了要件は必修科目 72 単位を含む 95 単位以上を履修し、かつ、最終学年時の成績について、到達度確認制度（GPA）の 1 単位当たりの平均成績値が 1.50 以上であることを要する。GPA を進級要件だけではなく、修了要件にも適用することによって、より厳正な修了認定を担保している。

履修単位の内訳は以下の通りである。

法律基本科目群の実定法基礎科目 35 単位、および実定法発展科目にある必修科目 26 単位は、すべて必修となっている（計 61 単位）。

法律実務基礎科目群の法務基礎科目 5 単位、および、法務展開科目にある必修科目 6 単位はすべて必修となっている。加えて、法務展開科目の選択必修科目から 2 単位を履修する（計 13 単位）。

基礎法学・隣接科目群の選択必修科目から 4 単位を履修する（計 4 単位）。

展開・先端科目群の選択必修科目から 17 単位を履修する（計 17 単位）。

① 在学中に他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 38 条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、他の大学院での授業科目の履修を許可した学生が、当該大学院で履修した科目について修得した単位を、専攻会議及び研究科教員会議の議を経て、10 単位を超えない範囲で、本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

② 入学前において他大学院等において修得した単位の取扱い

大学院学則第 39 条の規定に基づき、本学入学前に他の大学院等において授業科目を履修し修得した単位については、専攻会議及び研究科教員会議の議を経て、10 単位を超えない範囲で、本学法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（ただし、必修科目は単位認定の対象としない）。

なお、上記①と合わせた修得単位数の上限は 20 単位である。

③ 法学既修者の取扱い

本学法科大学院では、平成 20 年度（平成 21 年度入学生対象）を最後に、当分の間、法学既修者を認定するための既修者認定試験を実施しないこととした。したがって、法学既修者の認定に基づく、一括した単位の認定等は行っていない。

(2) 修了要件となる履修科目の内訳

修了要件として履修すべき科目の内訳は以下のとおりである。

① 公法系科目

公法系科目について 16 単位を必修科目として修得を課しており、基準を充たしている。

② 民事系科目

民事系科目について 33 単位を必修科目として修得を課しており、基準を充たしている。

③ 刑事系科目

刑事系科目について 12 単位を必修科目として修得を課しており、基準を充たしている。

④ 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目について、11 単位を必修科目として、2 単位を選択必修の形態でそれぞれ修得を課しており、基準を充たしている。

⑤ 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目について、選択必修科目から 4 単位の履修・修得を課しており、基準を充たしている。

⑥ 展開・先端科目

展開・先端科目について、選択必修科目から 17 単位の履修・修得を課しており、基準を充たしている。

(3) 法律基本科目群以外の科目の割合

修了要件 95 単位のうち、法律基本科目群以外は 34 単位（約 35.8%）と、修了要件単位数の 3 分の 1 以上になっており、基準を充たしている。なお、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・選択科目のいずれの中にも、実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない（第 2 章参照）。

(4) 修了認定に必要な修得単位数

本学法科大学院の修了の認定に必要な修得単位数は、95 単位（必修科目 72 単位・選択必修科目 23 単位）であり、基準を充たしている。

4 法学既修者の認定

本学法科大学院では、平成 20 年度（平成 21 年度入学生対象）を最後に、当分の間、法学既修者を認定するための既修者認定試験を実施しないこととした。この理由は、学外における学習時間に関する時間的制約がきわめて強い有職社会人学生の場合、既修者認定に

基づく修業年限の短縮を認めることは、プロセスとしての法曹養成の中核的教育機関にふさわしい、段階的かつ完結的な教育の実施を保障することとは結びつきにくいことにある。そこで、本学法科大学院では全ての入学者に対して、本学法科大学院が準備する体系的な理論的・実践的教育の全プロセスの履修を求めることとした。したがって、法学既修者の認定に基づく一括した単位の認定等を行っていない。

[特長]

- 不服の申し出手段までを具備した、詳細な成績照会制度を設けることによって、成績評価について説明を希望する学生に対して、万全な配慮を行っている。
- GPA を進級要件だけでなく、修了要件にも適用することによって、より厳正な修了認定を担保している

第5章 教育内容等の改善措置

1 総説

本学法科大学院においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を図るための組織的・継続的取組みの1つとして、専任教員全員を構成員とするFD委員会を設置している。また、委員会活動の実効性を高めるために、委員会内に公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の4部会を設け、原則として月1回各部会を開催している。委員会における教育内容等改善の実効性を高めるため、議題に応じて、各部会の授業に関係する非常勤講師、チューター等にも出席を依頼し、教育内容の質的向上を図るように努めている。

FD委員会による、これまでの主な取組みとしては、以下が挙げられる。(1)授業評価アンケートの相互閲覧による問題意識の共有化と改善点に関する意見交換。(2)1年次の実定法基礎科目と2年次以降の実定法発展科目及び法律実務基礎科目の教育内容の有機的連関を高めることを目的とした使用教科書、授業対象項目等の共同討議（例えば、民法、民事訴訟法について、使用する教科書や演習書のすりあわせ等を行った）。(3)複数学期にまたがる授業に関する授業対象項目の配分等の共同討議、(4)正規授業との整合性等を図ることを目的としたチューター・ゼミの教育内容等に関する意見交換、(5)カリキュラム全体の体系性・完結性等を図ることを目的とした非常勤講師等との教育内容及び教育方法に関する共同討議、(6)学生の十分な事前事後学習の時間等を確保することを目的とした、予習課題の分量及び時期等の科目間調整に関する共同討議。

なお、平成23年度は、新司法試験の結果を踏まえて、本学法科大学院におけるさらなる教育の充実に向けた対策の一環として、専任教員全員参加による全体FD委員会を開催した。また、授業時間外の学修支援手段であるチューターの活用を、より実効性の高いものとするために、チューターと専任教員とがともに参加する拡大FD委員会を開催した。

2 改善のための措置

また、教育の内容及び方法の改善を図る一貫として、次のような措置を実施している。

① 授業評価アンケートの活用

毎学期、学生に対する授業評価アンケートを実施し、その結果を分析して教育の内容及び方法の改善に役立てている。授業評価アンケートについては、回収率の低下傾向を受けて、平成19年度3学期より、アンケート項目の見直しによる内容の簡略化及び回収時期の変更（期末試験時又は期末レポート回収時）を内容とする抜本的改正を行った。さらに、翌20年度からは、アンケート回答に対する学生の手間を減じることによって、さらに回収率の向上を図るべく、アンケート方式を従来の記述式からマークシート方式へと改善した。これらの改革を通じて、改善前の平成19年度2学期には6.7%にまで低下していた回収率が、改善後は8割を超えるところまで上昇しており、飛躍的に改善された。回収されたアンケートは科目ごとに集計結果をまとめた一覧表が作成される。この一覧表は各担当教員に配布されており、各教員がそれぞれの教育内容及び教育方法の自己点検を実施し、各自の裁量により改善可能な部分については迅速に対処が図

られるようにしている。さらに、この一覧表はFD委員会等で回覧資料とされ、教育内容及び教育方法の具体的改善に対する討議の基礎資料として活用されている。また、集計結果の各一覧表は、事務室において常時閲覧できる状態で保持されており、学生を含む学内者は常時その閲覧を請求できる。これにより、学生に対するアンケート結果の完全な公表を保障するとともに、教員による教育内容の改善を間接的に促進している。さらに、学生からの要望の強い事項（このような事項は、匿名の「意見箱」を経由して同時に伝達されるのが通常である。）については、教務委員会などの各種委員会および教員会議において、適宜審議され、可能な限り対応措置がとられている。これにより、各教員の裁量の範囲を越える事項についても、制度的に教育内容の改善・向上が図られている。

② 授業参観

FD活動の一環として、平成20年度より、学期ごとに、教員相互による授業参観を導入した。授業参観については、研究者教員と実務家教員の相互理解の促進と、両者の緊密な連携を目的として、基本的には、研究者教員は実務家教員の授業を、実務家教員は研究者教員の授業を聴講している。

なお、授業参観の成果を、本学法科大学院教員全体の教育内容および教育方法の改善に確実につなげていくために、授業参観後、参観者は報告書を提出することとなっている。この報告書をFD委員会等の討議の基礎資料として活用することなどを通じて、教育の質の改善に向けた取組みを行うように努めている。

③ スタッフ・セミナー

FD活動の一環として、外部の学識経験者や同僚教員を講師としたスタッフ・セミナーを開催している。このスタッフ・セミナーでは、外国において法曹養成制度に携わっているゲストスピーカーを招き、当該国における法曹養成のための教育内容や教育方法について質の高い情報を学ぶことによって、本学法科大学院の教育の改善に役立たせることを、その目的の1つとしている。

④ 各教員が講師となり、共通テーマに基づく連続公開講座を開催している。開催状況は、次のとおりである。

平成17年度	平成17年10月5日（水）～11月2日（水）	5回開催
	テーマ：ユビキタス社会における新しい法的問題	
	受講者：22人	
平成18年度	平成18年10月3日（火）～10月31日（火）	5回開催
	テーマ：企業法務のエクスターンシップ	
	受講者：26人	
平成19年度	平成19年10月3日（水）～10月24日（水）	4回開催
	テーマ：ベンチャービジネスの実現・促進における法的諸問題	
	受講者：44人	

平成 20 年度	平成 20 年 10 月 1 日（水）～10 月 29 日（水）	5 回開催
	テーマ：M&A における法的諸問題	
	受講者：118 人	
平成 21 年度	平成 21 年 10 月 7 日（水）～10 月 28 日（水）	4 回開催
	テーマ：コーポレート・ガバナンスにおける法的諸問題」	
	受講者：77 人	
平成 22 年度	平成 22 年 11 月 10 日（水）～12 月 1 日（水）	4 回開催
	テーマ：企業と社会をめぐる法的諸問題	
	受講者：73 人	
平成 23 年度	平成 23 年 12 月 12 日（月）～12 月 19 日（月）	2 回開催
	テーマ：会社法制の見直しをめぐる法的諸問題	
	受講者：59 人	

3 研究者教員と実務家教員の補完的研修

実務家教員に対しては、学外の研修機関における研修課程にも進んで参加して、教育上の経験を確保することを求めている。また、実務家教員・研究者教員のいずれについても、日弁連主催の法科大学院に関するシンポジウムや、法科大学院協会主催の総会及びシンポジウムに等への積極的な参加を求めている。

平成 20 年度より導入した教員相互の授業参観をうまく活用する（実務家教員は研究者教員の授業を参観し、研究者教員は実務家教員の授業を参観する等）ことによって、実務家教員と研究者教員の知的交流の機会をさらに充実させることを目指している。さらに、実務家教員と研究者教員が忌憚のない意見交換をすることにより、互いに、不足した経験や知見が確保できるような場として F D 委員会を積極的に活用している。

[特長]

- 授業評価アンケートについて、度重なる改善を重ね、低下傾向にあった回収率を飛躍的に上昇させることに成功した。また、アンケート結果について全面的に学生に開示するとともに、FD委員会による回覧及び討議を通じて、教育内容及び方法改善のための重要な基礎資料として積極的に活用している。

第6章 入学者選抜等

1 入学者受入

(1) アドミッション・ポリシーの設定・公表

本学法科大学院は、教育の理念及び目的に照らして、以下のとおり、アドミッション・ポリシーを設定し、公式ウェブサイト上で公表している。

(URL: <http://www.lawschool.tsukuba.ac.jp/admin/mokuteki.html>)

「筑波大学大学院（ビジネス科学研究科企業法学専攻）におけるこれまでの社会人教育の経験から、多くの社会人が法曹資格を取得できる機会を強く求めていることを実感しています。働きながら良質の法学教育を受けて法曹資格を取得できるならば、キャリア転換を目指すであろう社会人は、今後ますます増加することが予想されます。本学法科大学院は、多様なキャリアをもった法曹人の養成、そして社会人のキャリア転換志望という社会的需要に応えることで、大学院における社会人教育に先鞭をつけてきた筑波大学としての社会的責務を果たしたいと思えます。

本学法科大学院は、多くの方にチャンスを与える多様で公正な選抜方法によって、高い資質を有し、志高く、熱意のある社会人を迎えたいと思えます。そして、高い研究・教育能力を備えた教員がより一層切磋琢磨して、少人数教育で良質な授業を行い、善き法曹人の養成を目指します。

上記の教育理念及び目的を前提に、以下のような学生を受け入れることを基本方針とします。

社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する者。」

上記のアドミッション・ポリシー及び入学志願者に必要な情報については、公式ウェブサイト上で公表しているほか、社会人学生募集要項、入学試験説明会（次表のとおり）等で広く明示して公表している。そして、入学者選抜における公平性、開放性及び多様性は、本学法科大学院のアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されている。入試委員会が、方針を作成し（Plan）、実施し（Do）、点検し（Check）、見直し（Act）を行うという、いわゆるPDCAサイクルを、入試業務においても継続的に運用してきたことにより、法科大学院の理念である「公平性、開放性、多様性」が、本学法科大学院の入試業務において実現されている。

入試説明会開催状況

開催年月日	曜	開催時間	開催場所		参加者数
16. 04. 19	月	16:45～18:00	本学筑波キャンパス	第一学群D棟204講義室	47
16. 04. 26	月	19:00～20:15	本学東京キャンパス	G館501講義室	238
16. 08. 08	日	14:00～16:00	東京医科歯科大学	5号館4階講堂	286
16. 12. 05	日	14:00～16:00	お茶の水女子大学	共通講義棟2号館201大講義室	310
17. 07. 03	日	14:00～16:00	お茶の水女子大学	共通講義棟2号館201大講義室	242
18. 07. 23	日	14:00～17:00	お茶の水女子大学	共通講義棟2号館201大講義室	249
19. 07. 22	日	14:00～17:00	お茶の水女子大学	共通講義棟2号館201大講義室	240
20. 07. 13	日	14:00～17:00	お茶の水女子大学	共通講義棟2号館201大講義室	174
21. 07. 12	日	14:00～17:00	本学東京キャンパス	501講義室	165
22. 07. 17	土	14:00～17:00	秋葉原タビル2階	コンベンションホール	106
23. 07. 03	日	14:00～17:00	秋葉原タビル2階	コンベンションホール	100

(2) 入学者受入に係る業務を行うための入試委員会

入学者受け入れに係る業務を行うために、本学法科大学院には、委員長以下4、5名の専任教員によって構成される「入試委員会」が設けられ、入学者選抜に係わる業務全体を担当している。入試委員会は、本学法科大学院のアドミッション・ポリシーに従い、入学試験に関する出題委員の選定や入試実施要領の具体的策定、入学者選抜等の作業、これに係わる入試説明会の開催（上記のとおり）その他各種の広報活動等を担当しているが、これら入試に関する重要事項については、本学法科大学院のすべての専任教員から構成される「専攻教育会議」に諮り、そこでの決議を経て決定している。最終合格者等については、ビジネス科学研究科運営委員会で承認を得ることになるが、その際には専攻教育会議の決定が尊重される運用がなされている。

(3) 入学者選抜における公平性及び開放性の確保

(a) 入学者選抜における本学法科大学院の募集要項の概要は、次のとおりである。

① 募集人員：36名（平成17年度から平成21年度までは40名、平成22年度以降36名）

② 出願資格は、学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者のほか一定の学歴を有する者（学歴要件）などで、現在社会人である者又は社会人経験を有する者（職歴要件）である。なお、職歴要件である「現在社会人である者又は社会人経験を有する者」とは、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を経営している者・経営していた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者などを指す。

上記の学歴要件及び職歴要件のいずれか、又は両方の要件を満たさない者は、本学法科大学院において出願資格審査を行い、学歴要件については、日本国内の4年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者かどうか、また、職歴要件については、上記「社会人」に準じる者かどうか、例えば、アルバイト・パートタイムで働く被用者の場合には労働実態があるかどうか等を厳格に審査したうえで、出願資格を付与している。なお、新卒で入学時に社会人となる見込みの者についても、「社会人に準じる者」として審査を経た上で出願資格を付与している。

③ 選抜試験方法

入学候補者の選抜は、以下のとおり行っている。

i 第1段階選抜：書類審査

出願書類審査により、適性試験の点数による選抜約80%、適性試験の点数と提出書類の総合評価による選抜を約20%として選抜する。適性試験の点数は、平成23年度入学までは、入学年度前年に実施された大学入試センター又は日弁連法務研究財団が実施する法科大学院適性試験のいずれかによることになっており、受験した試験のいずれの点数を出してもよいとしていたが、平成24年度（平成23年に実施する）選抜試験では、平成23年度実施の「法科大学院全国統一適性試験」のスコア（総合得点）によることとしている。後者の総合評価による選抜は、入学候補者の適性試験の成績のほかに、出願の提出書類に記載された「大学学部での成績」、「顕著な語学資格」、「各種資格」「志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係」などを総合評価して選抜するものである。

ii 第2段階選抜1次試験：筆記試験（第1段階選抜合格者のみ）

筆記試験（論文）の点数と適性試験の点数の比率を『2対1』として第2段階選抜1次試験の合格者を決定している。なお、筆記試験は、2題出題し、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を試す問題を出題し、法律の専門知識を問うことはしていない。

iii 第2段階選抜2次試験：口述試験（第2段階選抜1次試験合格者のみ）

口述試験の評価と第2段階選抜1次試験の評価を総合的に考慮して合否（最終合格者）を決定している。

iv 入学者選抜における既修者認定（法学既修者認定試験）：入試合格後の入学 手続時に希望者の申込みに応じて法学既修者認定試験を実施していたが、平成 22年度入学者より、当分の間、実施しないこととした。法学既修者認定試験 の対象科目は、1年次に配当の法律基本科目を中心とする14科目（すべて必 修科目）であり、すべてに合格することが認定の要件とされている。

(b) 本学法科大学院の社会的使命とアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜方式

本学法科大学院の入学者選抜は、上記の出願資格や入学者選抜試験の内容から明ら

かなとおり、多様なキャリアを有する法曹人の養成という社会的要請に応えることを目的とし、公式ウェブサイト上及び社会人学生募集要項で謳う本学法科大学院のアドミッション・ポリシー、要するに、「高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎える」に基づいたものといえる。

(c) 入学者選抜における公平性及び開放性の確保

① これまでの入学者選抜試験結果の概要

平成17年度から平成24年度までの本学法科大学院の入学者選抜試験結果の概要及び合格者の内訳（性別、平均年齢、職種、出身大学、出身学部）は、以下のとおりである。

平成24年1月5日現在

年度	志願者数	第1段階選抜 (書類選考) 合格者数	第2段階選抜				備考
			1次試験(筆記試験)		2次試験(口述試験)		
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
⑰	496	221	216	98	97	40	
⑱	470	251	243	102	100	44	
⑲	511	249	234	102	97	50	
⑳	472	250	234	102	101	45	
㉑	278	186	176	87	86	45	
㉒	216	150	138	70	69	36	
㉓	156	120	111	71	71	36	
㉔	141	116	105	69	67	36	

[合格者内訳]

(i) 性別・平均年齢

年度	性別		平均年齢 (当該入学時現在)
	男	女	
⑰	28名(70%)	12名(30%)	約33歳
⑱	34名(77%)	10名(23%)	約36歳
⑲	43名(86%)	7名(14%)	約33歳
⑳	38名(84%)	7名(16%)	約36歳
㉑	40名(89%)	5名(11%)	約35歳
㉒	25名(69%)	11名(31%)	約36歳
㉓	29名(81%)	7名(19%)	約40歳
㉔	28名(78%)	8名(22%)	※約36歳

※合格者平均年齢

(ii) 職種

年度	職 種						
	会社員	公務員 (※1)	医師	司法 書士	教員	弁理士	その他 (※2)
⑰	20名 (50%)	17名 (42.5%)	1名 (2.5%)	1名 (2.5%)	—	—	1名 (2.5%)
⑱	23名 (52%)	16名 (37%)	1名 (2%)	—	1名 (2%)	—	3名 (7%)
⑲	27名 (54%)	15名 (30%)	2名 (4%)	—	—	2名 (4%)	4名 (8%)
⑳	24名 (53%)	16名 (36%)	2名 (4.5%)	—	1名 (2%)	—	2名 (4.5%)
㉑	28名 (62%)	12名 (27%)	2名 (4%)	—	—	—	3名 (7%)
㉒	22名 (61%)	13名 (36%)	—	—	—	—	1名 (3%)
㉓	18名 (53%)	11名 (28%)	3名 (8%)	—	—	—	4名 (11%)
㉔	24名 (66.7%)	11名 (30.5%)	—	—	—	—	1名 (2.8%)

※1 団体職員等を含む。

※2 社会人であった者等

(iii) 出身大学

年度	出身大学名	合格者数
⑰	東京大学	9名
	早稲田大学	5名
	慶應義塾大学	4名
	明治大学	3名
	筑波大学、中央大学、千葉大学、京都大学、 広島大学	各2名
	北海道大学、東北大学、一橋大学、 青山学院大学、国際基督教大学、創価大学、 新潟大学、 静岡薬科大学（現「静岡県立大学薬学部」）、 立命館大学	各1名
	⑱	早稲田大学

	東京大学	7名
	京都大学	5名
	一橋大学、慶應義塾大学	各3名
	筑波大学、明治大学、立教大学、神戸大学	各2名
	東京学芸大学、東京工業大学、学習院大学、 二松学舎大学、名古屋大学、大阪大学	各1名
⑱	東京大学	10名
	早稲田大学	8名
	慶應義塾大学、明治大学	各6名
	一橋大学	3名
	日本大学	2名
	筑波大学、お茶の水女子大学、東京外国語大学、 東京工業大学、東京農工大学、上智大学、 東京電機大学、日本医科大学、法政大学、 千葉大学、横浜市立大学、静岡大学、 名古屋大学、京都大学、大阪大学	各1名
⑲	東京大学	8名
	京都大学	7名
	早稲田大学	5名
	慶應義塾大学	4名
	東北大学、中央大学	各3名
	大阪大学	2名
	北海道大学、一橋大学、青山学院大学、 國學院大学、上智大学、電気通信大学、 東京都立大学（現「首都大学東京」）、 東京理科大学、日本大学、法政大学、 立教大学、九州大学、 静岡薬科大学（現「静岡県立大学薬学部」）	各1名
⑳	東京大学	9名
	早稲田大学	6名
	慶應義塾大学	4名
	大阪大学、京都大学、一橋大学、 国際基督教大学、立命館大学	各2名

	北海道大学、東北大学、筑波大学、埼玉大学、 東京工業大学、東京医科歯科大学、 東京慈恵医科大学、名古屋大学、福井大学、 青山学院大学、日本大学、明治大学、 明治学院大学、成城大学、放送大学	各 1 名
	その他(※3)	1 名
⑳	東京大学	7 名
	早稲田大学	6 名
	慶應義塾大学、一橋大学	各 3 名
	上智大学、中央大学、名古屋大学	各 2 名
	お茶の水女子大学、成蹊大学、専修大学、 大阪市立大学、大東文化大学、東京農業大学、東京農 工大学、日本大学、名古屋保健衛生大学（現「藤田保 健衛生大学」）、立教大学、立命館大学	各 1 名
㉑	東京大学	11 名
	中央大学	3 名
	東京女子大学、早稲田大学	各 2 名
	大阪大学、大阪府立大学、九州大学、京都大学、慶應 義塾大学、駒澤大学、東京医科大学、 東京工科大学、東京工業大学、 東京都立大学（現「首都大学東京」）、東京都立科学 技術大学（現「首都大学東京」）、図書館情報大学 （現「筑波大学」）、名古屋大学、新潟大学、明治大 学、明治薬科大学、一橋大学、横浜国立大学	各 1 名
㉒	東京大学	7 名
	早稲田大学	5 名
	中央大学	4 名
	法政大学	3 名
	国際基督教大学、明治大学	各 2 名
	小樽商科大学、学習院大学、関西大学、京都大学、 慶應義塾大学、上智大学、東京工業大学、 東京農工大学、東京都立大学（現「首都大学東京」）、 東北大学、新潟大学、三重大学、 宮城教育大学、明治学院大学	各 1 名

※3 本学法科大学院における出願資格審査において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であり、下記「④出身学部」の集計には含めない。

(iv) 出身学部

年 度	出 身 学 部		
	法学部	法学部以外の文系	理工系、医学系
⑰	26名(65%)	6名(15%)	8名(20%)
⑱	26名(59%)	10名(23%)	8名(18%)
⑲	20名(40%)	17名(34%)	13名(26%)
⑳	14名(31%)	15名(33%)	16名(36%)
㉑	20名(45%)	10名(22%)	14名(31%)
㉒	22名(61%)	6名(17%)	8名(22%)
㉓	16名(44%)	8名(22%)	12名(33%)
㉔	20名(56%)	12名(33%)	4名(11%)

② 公平性及び開放性の確保

前述のとおり、入学者選抜における公平性、開放性は、本学法科大学院の基本目的を前提としたアドミッション・ポリシー自体の中にすでに内在して確保されているものであるが、そのことは、入学選抜試験の実施結果による合格者の内訳にも、如実に現れている。すなわち、過去8年度とも、合格者の90%以上は、現役の会社員、公務員、医師、教員、弁理士等の社会人であり、多様な職種にわたっており、また、出身大学も、各年度を通じて東京大学と早稲田大学の比率がやや高いものの、これは同大学からの志願者数が他校に比べて多いことによるものであって、全体として広い範囲の大学にわたっている。入学者に占める自校（筑波大学）出身者は、優先枠を設ける等の何らの優遇措置をとっていないこともあり、平成17年度、平成18年度は各2名、平成19年度は0名、平成20年度は0名、平成21年度は1名、平成22年度は0名、平成23年度は1名、平成24年度は合格者が0名にとどまっている。また、その出身学部も、法学部以外の学部出身者が年々増加し、平成19年度から平成21年度までは、法学部以外の学部出身者の割合が法学部出身者の割合を上回る状況となっている。その後、法学部以外の学部出身者の全体に占める割合は、平成22年度が39%、平成23年度が55%、平成24年度が43%（入学予定者）であり、未修者の法科大学院離れが言われる中で、常に半数前後を占めている。

本学法科大学院では、入学者に対して法科大学院への寄付等の募集は、一切行っていない。

身体に障害のある者の受験機会の確保について、筑波大学は全学を挙げて、通訳・介助者によるサポート体制やこれに伴う予算措置などの組織的対応を行っており、この分野では全国的に高い評価を得ている。

(4) 入学者選抜における入学者の適性及び能力等の適確かつ客観的な評価

(a) 適性試験の成績と社会人のキャリア等も考慮した第1段階選抜（書類審査）

本学法科大学院の第1段階選抜（書類審査）においては、前述のとおり、合格者の約80%を適性試験の結果を用いて選抜し、合格者の約20%は、適性試験の点数と提出書類の総合評価によって選抜しているが、後者の約20%の選抜において、前述のとおり、提出書類に記載された大学学部での成績、顕著な語学資格や

各種資格などを評価して適性試験との総合評価によって選抜を行っている。

(b) 筆記試験（論文）及び口述試験による第2段階選抜

入学者選抜における第2段階選抜において、筆記試験（論文）と口述試験を実施し、前者の論文試験において、受験生の読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題して実施し、後者の口述試験において2名の教員による個別面接によって、主に法曹人になるための資質、高い志、熱意などを評価している。

(c) 選抜方式における適確性、客観性の確保

第1段階選抜（書類審査）における適性試験のみによる選抜と書類審査との総合評価による選抜の選抜比率（約80%と約20%）、第2段階選抜1次試験（筆記試験）における筆記試験と適性試験の評価比率（2対1）などを事前に公表し、あるいは、筆記試験における各問題の配点を平成18年度以降は試験問題上で明記するなどして、適確かつ客観的に評価する方策を講じている。

入学者選抜過程の公正さを確保するため、直接志願者と面談する口述試験において、面接を担当する教員が、受験生と3親等内の親族関係にある場合、あるいは受験生となんらかの関係を有する場合には、当該受験生の口述試験を回避することを、「専攻教育会議」の申し合わせ事項として確認している。

なお、法科大学院への入学者の質の保証を担保するために、適性試験の総受験者の下位から一定割合の人数を目安として入学最低基準点を設定することについて議論がなされ、下位から15%未満の点数を最低基準点とするとの提案がなされているが、本学法科大学院においては、これまでの入学者選抜において、第1段階選抜（書類審査）における適性試験のみによる選抜と書類審査との総合評価による選抜の合格者はいずれも、適性試験総受験者の下位から15%を超える点数（スコア）を取得している。

(5) 入学者選抜における多様性の確保

(a) 本学の法科大学院としての特性と「社会人」の定義づけ

本学法科大学院は、社会人を対象とした夜間法科大学院であり、そのような法科大学院としての特性から、本学法科大学院の出願資格において、多様な知識又は経験を有する「社会人」であることを原則的に求めている。「多様な知識又は経験を有する者」の要件について、本学法科大学院の出願資格としての「社会人」とは、前述のとおり、フルタイムで働く被用者である者・被用者であった者又は一定の資格（弁理士、税理士、公認会計士など）に基づいて事務所を営んでいる者・営んでいた者、あるいは自営業を営んでいる者・営んでいた者を指しており、この定義付けについては、毎年度、募集要項やウェブサイト等において公表している。

「社会人」の定義自体に多様性が含まれているが、加えて、顕著な語学資格や各種資格等の要件により、その幅を拡げている。なお、大学等の在学生についても、本学法科大学院入学時に社会人となる見込みの者は、社会人に準ずるものとして出願

資格を付与しているが、前述の入学者選抜のなかで、社会人と同様、「多様な知識又は経験を有する者」として、学業成績のほか、顕著な語学資格や各種資格等、また在学時の社会的活動の経験等を求めている。

(b) 入学者の実状

入学者選抜の結果にみる入学者の実状は、後記2(1)記載の〔入学者数と入学定員超過率〕のとおりであり、平成21年度までは40名程度、平成22年及び23年度は各36名、平成24年度は35名(入学予定者)が入学し、その全員が実務等の経験を有する者である。その職種も、会社員、公務員、医師、教員、弁理士等様々である。また、入学者全体に占める法学部以外の学部出身者の数及びその割合は、平成17年度は入学者40名のうち14名(35%)、平成18年度は入学者40名のうち16名(40%)、平成19年度は入学者43名のうち29名(67%)、平成20年度は入学者40名のうち28名(70%)、平成21年度は入学者40名のうち23名(58%)、平成22年度は入学者36名のうち14名(39%)、平成23年度は入学者36名のうち20名(55%)、平成24年度は入学予定者35名のうち15名(43%)であり、多くの年度において、法学部出身者の割合を上回っている。

2 収容定員と在籍者数

(1) 本学法科大学院の収容定員と在籍者の実状

本学法科大学院の収容定員は、平成21年度までは入学定員が40名だったため120名であった。平成22年度からは、入学定員が36名になったことにより、平成23年度の収容定員は112名となった。これに対し、在籍者等の状況は、下記の表のとおりであり〔下記表の()内は女子数であり、在籍者には、原級留置者及び休学者が含まれる。〕、平成23年度の在籍者数は、1年次49名、2年次37名、3年次37名で総数123名となっており、収容定員をやや上回るが、収容定員を上回る状況が恒常的なものとはなっていない。毎年度、入学者選抜において適正な合格者数の決定に努めている結果と考えられる。また、入学者選抜を書類審査、筆記試験(論文)及び口述試験の3段階に分けて、きめ細かく行うことにより、多様で夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した院生を得ることに成功している。入学辞退者が非常に少ないことはそのことを裏付けていると思われる。

なお、入学者数がほぼ毎年度定員数と同じであるのにもかかわらず、在籍者数が若干ではあるが収容定員を上回っているのは、主として、社会人院生に特有の事情、すなわち、在籍中の海外勤務命令等の勤務上の都合による休学が多いことによる。この点についても、できる限り、面接指導を通じて院生の事情を把握し、休学すべき事情があるか否かを確認している。

【入学者数と入学定員超過率】

年度	種別	入学定員 a	志願者数	合格者数	入学者数 b	入学定員超過 率 [b/a]
⑰	法学未修者	40	496(94)	40(12)	40(12)	1
	法学既修者					
⑱	法学未修者	40	470(91)	44(10)	40(8)	1
	法学既修者					
⑲	法学未修者	40	511(76)	50(7)	43(7)	1.07
	法学既修者					
⑳	法学未修者	40	472(91)	45(7)	40(8)	1
	法学既修者					
㉑	法学未修者	40	278(51)	45(5)	40(7)	1
	法学既修者					
㉒	法学未修者	36	216(42)	36(11)	36(10)	1
	法学既修者					
㉓	法学未修者	36	156(38)	36(7)		1
	法学既修者					
㉔	法学未修者	36	141(34)	36(8)	※35(7)	0.97
	法学既修者					

※平成24年度は、36名が合格して入学手続を完了したが、平成24年3月29日に1名(女性、法学部以外の学部出身者)が入学を辞退したため、入学予定者は35名となった。

【在籍者数】

	種別	1年次	2年次	3年次
⑰	法学未修者	40(12)		
	法学既修者			
⑱	法学未修者	47(10)	32(9)	
	法学既修者			
⑲	法学未修者	49(7)	41(10)	32(9)
	法学既修者			
⑳	法学未修者	49(8)	43(9)	38(8)
	法学既修者			
㉑	法学未修者	46(8)	40(8)	43(9)
	法学既修者			
㉒	法学未修者	53(10)	28(6)	51(11)
	法学既修者			
㉓	法学未修者	49(10)	37(8)	37(8)
	法学既修者			

(2) 入学者選抜における合格者数決定の実状等

本学法科大学院は、毎年、入学者選抜において、所定の入学定員や追加合格候補者数と乖離しないように、前年度の合格者の歩留まり比率等を斟酌して、適宜合格者数や追加合格候補者数の見直しを行っており、その結果が、収容定員とほぼ合致した在籍者数となっている。今後も、このバランスが維持できるように、毎年度、在籍者数と前年度の合格者の歩留まり状況等を踏まえて、適宜、入学者選抜における合格者数や追加合格候補者数の見直しを行っていく所存である。

(3) 入学者選抜の改善への取組

本学法科大学院においては、教育の質の向上をはかるため、それまで 40 名であった入学定員を平成 22 年度から 36 名に減員した。平成 23 年度の在籍者数は 123 名であり収容定員（112 名）を上回っていること、平成 24 年度の入学者選抜における競争倍率は 3.9 倍であること等を考慮して、当面、これ以上の定員見直しは行わないこととしている。

入学者選抜の実施方法については、各年度の入学者選抜試験実施後に入試委員が中心となり、選抜の改善への取組を行っている。改善結果については、必要な事項は次年度の募集要項に記載するなど入学志望者に周知している。

[特長]

- 入試委員会が、方針を作成し（Plan）、実施し（Do）、点検し（Check）、見直し（Act）を行うという、いわゆるPDCAサイクルを、入試業務においても継続的に運用してきたことにより、法科大学院の理念である「公平性、開放性、多様性」が、本学法科大学院の入試業務において実現されている。
- 1（3）で示したように、志願者及び合格者（在籍者）の数字とその内訳は、社会人に特化した法科大学院としての本学法科大学院の位置付けにふさわしいものとなっている。質、量ともに、国立大学法人唯一の夜間社会人法科大学院の趣旨に合致した、多様な志願者・在籍者を得ることができている。
- 入学者選抜を、書類審査、筆記試験（論文）及び口述試験の3段階に分けて、きめ細かく行うことにより、多様で夜間社会人法科大学院の趣旨を理解した院生を得ることに成功している。入学辞退者が非常に少ないことはそのことを裏付けていると思われる。

[課題]

- これまで以上に、多様で優れた志願者、在籍者を得るためには、大学ウェブサイト等を通じた、より一層の広報活動を行うことが考えられる。
- 平成25年度の入学試験から、入学最低基準点を適性試験の総受験者の下位から15%に設定し、これを募集要項に記載することにつき、法曹専攻教育会議において議論して決定する必要がある。
- 今後、入学者選抜試験実施方法の客観性、公正性をさらに高める方策として、きめ細かいマニュアル文書を作成することや入試委員全員が試験問題についてのチェック、意見交換を行う機会を増やすことなどを検討していく必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 学習支援

(1) 履修指導の体制

(a) 入学前の説明会

本学法科大学院の学生は原則的に法学未修者であるため、学生がスムーズに入学後の授業適応できるように、事前に読んでおくことを薦める入門書を紹介している。また、入学生に対し入学前の3月下旬又は4月上旬に、基幹7科目の全体像や学習の仕方について短時間の説明会を行っている。ただし入学前であることを考慮して学生の出席は任意としている。

(b) 新入生ガイダンス

入学式直後に新入生ガイダンスを行っているが、このガイダンスにおいては、専攻長から教育理念や目的について説明を行い、教務委員長からは、大学院便覧などの配付資料を基にカリキュラムの内容と構成、履修すべき科目等の説明を行っている。それとともに、担当の委員・職員が履修手続きや自習室、資料室、図書館、データベース等の使い方などについて説明を行っている。

(c) 履修指導

本学法科大学院の学生は、原則的に法学未修者であるため、まず法律基本科目を確実に修得させることを目指している。教員は学生が法学未修者であることを前提として講義を行い、加えてチューターの補助により万全を期す体制をとっている。

履修科目の選択については、将来の目標とする分野の科目についてのイメージが分かるよう新入生ガイダンスにおいても、大学院便覧やシラバスを利用して説明している。また、履修登録期間内であれば、選択に応じて、履修科目を変更することが可能である。

(d) 形成支援プログラム

本学法科大学院は、平成17年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に申請し、採用された。このプロジェクトは、「夜間社会人学生用実践的学習支援システムー高速ネット通信活用によるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システムの開発ー」と称するものである。これは、夜間社会人学生という特性に基づく時間的ハンディキャップを解消するための実践的学習支援システム（高速ネットによるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システム）の開発を目的とするものである。

具体的には、平成17年度と18年度の2か年で、①授業の録画とストリーミング配信システムの開発、②リーガルクリニック用日程管理システムの開発、および③ビデオ会議システムによる遠隔オフィスアワーとバーチャル・ゼミナールの開発を実施した。

①は映像教材配信システムの開発である。講義自体をストリーミングしてデジタル録画したり、また講義で言及された事件等に関する写真や動画等のデジタルコンテンツを

補助教材として作成したりして、学生が自宅等のパソコンから自由にこれを閲覧可能なものにする仕組みである。

②はリーガルクリニック用日程管理システムの開発である。夜間社会人学生の場合、日中に、リーガルクリニックを行う法律事務所（弁護士法人筑波アカデミア法律事務所）に在所したり法廷に出頭したりすることが困難な場合があるため、本学法科大学院では、「リーガルクリニック」にフレックスタイム制を導入し、学生が任意に選択した一連又は分割した日時に受講することを可能とした。受講者の確定のためには、弁護士は予め学生が参加できる事件の日程を開示し、学生はこれを見て参加を希望する日時の申し出を行い、弁護士は同時に2人までの学生を原則として先着順に受け付けるという手順を採ることになる。このためリアルタイムでの複雑な日程調整管理システムが必要となり、②はこの仕組みをコンピュータ化したものである。

③は高速ネットワーク通信技術を利用したコミュニケーション・ツールの開発であるが、学生・教員間のコミュニケーションをサイバー空間を利用して行う需要はそれほど多くなく、現在では利用されていない。

なお、上記のシステムについては、平成20年度の予算を用いて、さらに①の映像教材配信システムに改修を施し、この改修により、講義を視聴することができる対象者の設定をより詳細に行うことが可能となった。また、秋葉原キャンパスにおいては2講義室にこの録画システムを設置していたが、大塚新校舎に移転後は、3講義室すべてに設置され、より広範な科目でシステム利用が可能となった。

上記システムの開発により、高速インターネット通信を通じて、夜間社会人学生という特性に起因する時間的制約のハンディキャップを解消する体制が整っている。

(e) 法科大学院ウェブサイトの活用

TWINS（学務業務支援情報システム(Tsukuba Web-based Information Network System)）の活用に加え、現在では、法科大学院ウェブサイトの開設により、教職員及び学生間における教育活動に関する情報提供・交換・共有が、さらに一層図られている。

(2) 学習相談・助言体制

各教員は、毎回の授業終了後、学生からの質問に丁寧に答えるようにしている。

また、各教員は、授業を担当する学期について、毎週一定の時間帯にオフィス・アワーを設定し、学生からの質問や相談に応じるようにしている。オフィスアワーの担当者、曜日、時間を記載した一覧表を新学期に配布している。オフィスアワーにおいては、原則として専任教員が研究室において、学習相談ばかりでなく、履修登録等の相談も行えるようにしている。

なお、兼任教員や兼任教員については、特にオフィスアワーの時間帯を設定していないが、学生から当該科目の授業時間の前後に相談等があった場合には、対応してほしい旨の依頼をしており、特に派遣裁判官や派遣検察官においては、勤務時間を授業1回当たり4時間確保しているため、個別にオフィスアワーを行っており、当該授業開始時にその旨学生に周知している。

さらに、学習相談等を行う施設や環境等については、個別相談にも応じられるような面談スペースとして「学生相談室」が確保されており、さらに学生が社会人であるという特性からメール等による学習相談にも随時応じている。

また、学生とのコミュニケーションを充実させるため、学内に意見箱(無記名可)を設置し、学生からの意見や相談を常時受け付けている。意見箱には、1か月平均1件程度意見が寄せられ、これにつき教務委員会の担当者が定期的に関き、その内容によっては教務委員会で検討し、場合によっては専攻会議で対応を協議している。本年度は、校舎移転後の学習環境に関する希望などが寄せられたが、これらは改善の参考とされている。また、投書者に回答が必要な場合には、専攻長又は教務委員会が回答している。またFD委員会においても、上記の個別の学習相談で得た情報を、教員間で相互に情報交換しあい、それぞれの授業における指導に活かすよう努めている。

(3) 教育補助者による支援体制の整備

本学法科大学院においては、チューター制度を採用して、学習支援の体制をとっている。チューターは学生と年齢的に離れていない若手弁護士24名が公法系、民事系、刑事系担当をそれぞれ担当し、それぞれの基本的知識に関する事項について、講義のない時間帯や夏休みにゼミを開講している。本学法科大学院では、法律学を勉強した経験のない学生が多いことから、基礎的な知識の補充が必要とされる場合が多く、少人数で同年代のチューターから初歩的な問題でも親しく聞くことができることからか、学生からの評価が高い。チューター制度はあくまで正課授業の補助的な指導・助言を行うことを趣旨とし、司法試験のための過度の受験指導とならないように留意し、正課授業との連携をはかるため、各年度に1回程度、教員とチューターの意見交換会を開催している。

2 生活支援等

(1) 経済的支援

本学法科大学院には、入学料・授業料の全部又は一部の免除もしくは徴収猶予の制度がある。その要件については広報(「ウェブサイト」や「大学院便覧」の掲載)を行っている。

さらに、奨学援助制度と提携金融機関(第一勧業信用組合)の専用ローンを用意している。奨学援助制度としては、学内では優秀な学生の修学継続を容易にするため奨学援助の一環として入学料、授業料免除制度を設けており、また学外の奨学金制度である独立行政法人日本学生支援機構の奨学金についてもその募集要項について広報(掲示文、「ウェブサイト」や「大学院便覧」の掲載)を行っている。

なお、入学料免除申請について、平成17年度は4件、同18年度は2件、同19年度は3件、同20年度は6件の申請に対して、全て不許可となっている。同21年度は6件の申請に対して1件の半額免除を許可されたが、残りの5件については、不許可となっており、同22年度及び23年度は、それぞれ2件の申請に対して、全て不許可となっている。

さらに、授業料免除申請について、平成17年度は3件の申請に対して、全て不許可となっており、同18年度は7件の申請に対して5件、同19年度は11件の申請に対して6件、同20年度は19件の申請に対して7件、同21年度は22件の申請に対して3件、同22年度は23件

の申請に対して3件、同23年度は14件の申請に対して9件の半額免除を許可されたが、残りの大半については、不許可とされている。

また、日本学生支援機構の奨学金については、平成17年度は第1種1名、同18年度は第1種・第2種併用1名、第2種1名の計2名、同19年度は第1種1名、同20年度は第1種1名、同21年度は第1種・第2種併用1名、第1種5名、第2種1名の計7名、同22年度は第1種が1名、第2種が1名の計2名、同23年度は第1種1名が貸与を受けている。

(2) 学生生活の支援体制の整備

学生の相談に関しては、原則的に教務委員会が対応している。学内には教務委員会が管理する意見箱が設置されており、意見ばかりでなく学生生活に関する相談も寄せられている。学生から寄せられた相談については、専攻会議で報告すべきものは報告し、必要性がある場合には相談を寄せた学生と直接面談してその相談に対応している（記名の相談の場合）。

また、筑波キャンパスにある保健管理センターの学生相談室においては、専門のカウンセラーによるカウンセリングやアドバイスを中心としたサービスが提供されているが、東京キャンパスの学生にとっては実際に出向くことが困難であるため、電話相談という形での利用となっている。また、学生の健康管理における支援体制としては、本学の筑波地区キャンパスにおいて学生向けに実施される健康診断を受けられる他、希望があれば、東京キャンパスにおいて教職員向けに実施される健康診断を受けることもできるようになっている。なお、その他、事務室に救急箱が備えてある他、急な体調不良者の発生等に対して臨機応変に救急車の手配等の適切な対応を行えるように努めている。

セクシュアル・ハラスメントの発生を未然に防ぎ、あわせて発生した場合に適切な措置を講ずるため、ハラスメントの防止等に関する規程を制定し、その対応に努めている。この規程にしたがって、ビジネス科学研究科から2人の教員を相談員に指定して対応に当たっている。

3 障害のある学生に対する支援

現在、身体に障害のある学生は在籍していないが、教室、ゼミ室、図書館等の教育に関する施設をはじめ本学法科大学院の全施設がバリアフリーとなっており、エレベーターがある他、洗面所については、身障者用トイレが置かれ、身体に障害のある学生に対応できる設備を備えている。

身体に障害がある者が入学した場合、例えば、修学上の配慮として、講義室に車椅子の学生の受講に必要なスペースを設けることを検討する等、その者の障害の程度や状況に応じた支援を行うことにしている。なお、全学的な組織として、筑波大学障害学生支援室も設置されている。

なお、平成23年度までの本学法科大学院の入学者において、身体に障害のある学生は在籍していない。

4 職業支援（キャリア支援）

学生が主体的に進路を選択できるように、裁判官、検察官、弁護士の実務家教員が、そ

それぞれの分野に進むために必要な情報を、授業の後やオフィスアワーなどにおいて提供するよう努めている。また、弁護士としてどのような分野に進むかについては、多様な分野のそれぞれで先端的に実務活動をしている弁護士の実務家（チューターも含む）が多数いるので、学生にきめ細かい情報が提供でき、それらについても講義やオフィスアワーなどにおいて情報を提供している。

また、本学法科大学院においても、上述のような教員レベルの進路相談等に加え、今後、組織的な進路指導等ができるよう体制の検討を要するものと認識しており、「ジュリナビ」に参加することにより、必要な情報の収集・管理・提供等に努めている。

[特長]

- 学習支援においては、学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、入学時において十分な履修指導を実施している。入学前にも、履修科目の指定教科書や必要な予習等も指示している。また、学生と教員とのコミュニケーションを十分図ることができるよう、オフィスアワーを設けるとともに夜間社会人学生用実践的学習支援システムを実施したことにより、少人数教育とともに、個々の学生に対しての学習相談及び助言体制が、十分に整えられている。
- 学生数が少ないことから教員と学生とのコミュニケーションは十分に図ることができている。また、開学当初は意見箱に学生から寄せられる意見は毎月2、3件あったが、地道に対応してきたことによって、現在、2～3か月に1件ほどになっている。これらの他、経済的支援においても、多様な制度が用意され、学生に対する支援は、充実している。

[課題]

- 殆どの入学者は未修者であるため入学前の説明会をより早く開催すべきとのニーズは承知しているが、本学法科大学院の入学手続が他学より遅いため、入学前の説明会の開催も遅くなる。この点の改善が望まれる。
- 本学では、有職社会人を対象とした法科大学院という特殊性もあって、これまで修了後の職業支援については学生支援の必要性をあまり認識してこなかった。しかし、今後は、多方面への職業支援を行っていく必要が高まる可能性もあり、検討材料となっている。

第8章 教育組織

1 教員の資格及び評価

(1) 教育上必要な教員の配置

本学法科大学院では、入学定員 36 名を 1 クラス編成にしているため、講義形式の授業のほか、教育内容および教育目標に応じて、さらに少人数のクラスを編成し、双方向・多方向的授業を行っている。専任教員 14 名（常勤の実務家専任 5 名を含む。）、兼任教員 5 名、兼任教員 32 名の総数 51 名であり、本学法科大学院において夜間開講というハンディキャップを補うためにも十分な教育と実務教育を行うことができる水準を確保している。

実務家教員の数及び比率も本法科大学院での教育で十分な実務教育を行うのに適正な水準を確保することができている。また、実務家専任教員は、法律実務基礎科目だけを担当しているのではなく、法律基本科目の「民法Ⅶ」、「商法Ⅲ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「民法総合演習」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑法総合演習Ⅰ」、「刑事訴訟法総合演習」を担当し、研究者教員と協力及び協同により、理論と実務の架橋としての法曹教育ができるように配慮している。また、展開・先端科目である「倒産法」、「国際取引法」、「経済刑法」、「英文法律文書作成」も実務家専任教員が担当している。

(2) 高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員の配置

「教育上又は研究上の業績を有する者」は、専任教員 14 名中 9 名であり、「高度の技術・技能を有する者」の該当者は無であり、「特に優れた知識及び経験者」としては、実務家専任教員 5 名が該当する。

教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績、担当する専門分野などの掲載は、本学ウェブサイト上の「研究者総覧 (TRIOS)」において行っている。なお、専任教員については、その知識経験を活かした学外での公的活動や社会貢献活動についても、上記「研究者総覧 (TRIOS)」において、学内外に開示されている。

なお、専任教員 14 人のうち、専任ではあるが他の大学院の専任教員（いわゆる「専・他」の教員）は 2 人である。この 2 人は、大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻及び大学院人文社会科学研究科法学専攻における専任教員に算入されているが、この人数は、専門職大学院設置基準附則 2 号で示される教員数（12 人の 3 分の 1 である 4 人）の範囲内である。

当該専任教員の 9 割以上（14 名中 13 名）は教授である。

法律基本科目については、民事訴訟法を除く、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法）において専任教員を配置している。

法律実務基礎科目については、実務家専任教員 5 名を中心として、各法曹界から派遣裁判官、派遣検察官及び弁護士による兼任講師が担当している。また、法律実務基礎科目のうち、「法情報処理」については、法情報処理に関する専門知識のある司書が担当している。

基礎法学・隣接科目については、「刑事政策」を専任教員が担当しているが、他の科目については、兼任教員が担当している。

展開・先端科目（26 科目）については、その内 10 科目を専任教員が担当し、残りの 3 科目を兼任教員が、また 13 科目を兼任教員が担当している。

(3) 教員の教育上の指導能力等の評価体制の整備

「国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程」を制定して、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制を整備している。

具体的には、ビジネス科学研究科において、教員の採用及び昇任に関して、法曹専攻独自の教員審査基準に基づき、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

教育活動及び研究活動等の状況を客観的に把握可能なものとするため、各教員の略歴や主たる業績は本法科大学院のウェブサイトで公表しているほか、各教員の活動状況の詳細は、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録することとされている。各教員が「TRIOS」に自らの活動状況を登録し、かつ常に最新情報に更新すべき義務を負うことは、大学規則「国立大学法人筑波大学研究者情報システム（TRIOS）規則」によって規定されており、同規則は筑波大学の公式ホームページ上で公開されている。平成22年度から、筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録されたデータは、教員の業績評価を実施する際の基礎データとして使用されている。

専任教員の採用及び昇任は、「教員の審査基準」および「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」の定める基準に従い、慎重に資格審査を行って決定している。「教員の審査基準」および「法曹専攻を担当する教員の審査について（申し合わせ）」は、教授については、著書、論文等の研究上の業績のほか、教育能力をもつことを基準とし、また、准教授については教育研究上の能力をもつことを1つの基準として採用しており、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

本学法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、まず法曹専攻人事委員会において候補者の審査を行い法曹専攻教員会議で承認を得た後、担当教員要請をビジネスサイエンス系人事委員会に対して行う。同委員会で配置決定がなされれば、同委員会の人事専門委員会での教育業績、研究業績、実務業績などの審査を経て、人事委員会で承認を得た後、大学本部任用部会において審議・決定する方法がとられている。なお、ビジネスサイエンス系人事委員会の審議においては、法曹専攻での決定を尊重する旨の確認がなされている。

また、兼担及び兼任教員の採用に関しても、候補者の経歴や業績を考慮して、法曹専攻教育会議での審査を経て、ビジネス科学研究科運営委員会において審議・決定する方法がとられており、本学法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

2 専任教員の配置及び構成

(1) 必要数の専任教員の確保

専門職大学院設置基準によると、①法科大学院における最低必要な教員数は12人であり、②専任教員1人あたりの学生収容定員は15人以下、③必置専任教員の半数以上は原則として教授とすることとされている。本学法科大学院の学生数は、入学定員36人（1学年）、収容定員112人（1・2年36人、3年40人）であるので、前記基準②が要求する専任教員の数は、学生15人あたりに最低1人の専任教員が必要とされるのであるから、本学法科大学院では $112/15=7.5$ 人である。したがって、前記基準①（最低12人の専任教員を要求）及び前記基準②（最低7.5人の専任教員を要求）に照らすと、結局のとこ

ろ、本学法科大学院における最低必置専任教員数は12人と7.5人の多い方である12人ということになる。また、前記基準③が要求する必要な教授の数は、 $12/2 = 6$ 人ということになる。

本学法科大学院における現在の専任教員数は14人である。その内訳は、研究者である専任教員7人（うち、教授6人）、研究者である専・他教員2人（うち、教授2人）、実務家である専任教員5人（うち、教授5人）である。専任教員数が14人であるから、前記基準①及び②が要求する最低必置専任教員数12人を十分に満たしている。また、教授数が13人（専任教員14人に対する割合は約8割）であるから、前記基準③が要求する教授数6人を十分に満たしている。

なお、上記のように、本学法科大学院においては、専任教員14人のうち、専任ではあるが他の大学院の専任教員（いわゆる「専・他」の教員）は2人である。

法律基本科目については、民事訴訟法を除く、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法）において、当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。早急に、民事訴訟法担当の専任教員を補充するべく進めている。

(2) 専任教員のバランスの適性

法律基本科目の配置状況については、民事訴訟法を除く科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法）に専任教員を配置している。法律基本科目（すべて必修科目）については、34科目中24科目を専任教員が担当している。

法律実務基礎科目については、14科目中7科目（「法律文書作成Ⅰ」及び「法律文書作成Ⅱ」、「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」及び「民事訴訟実務の基礎Ⅱ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論・事実認定論」、「リーガルクリニック」）を専任教員が担当している。このうち必修科目は9科目であるが、このうち6科目を専任教員が担当している。基礎法学・隣接科目については、7科目中1科目（「刑事政策」）を専任教員が担当している。

展開・先端科目については、26科目中の10科目について、本学法科大学院の理念及び教育目的に応じた専任教員を配置している。

年齢別の専任教員は、60代が4名、50代が3名、40代が6名、30代が1名と年齢上のバランスも保たれており、平均年齢は、52.6歳である。

3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

(1) 実務経験と高度な実務能力を有する教員の確保

本学法科大学院の実務家教員は、専任5人（常勤5人）である。専門職大学院設置基準によると、法科大学院における最低必要な教員数は12人、必置専任教員のうち概ね2割以上（すなわち概ね3名以上）は、専攻分野における概ね5年以上の実務経験を有する者でなければならないとされている。本学法科大学院の場合、専任実務家教員5名がいずれも弁護士活動等（検事等の任官期間を含む）18～40年の実務経験を有しているので、概ね5年以上の実務経験を有する教員が概ね3名以上必要であるという上記基準を満たしている。

実務家教員の主な担当科目であるが、必修科目として「民法Ⅶ」、「商法Ⅲ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「商法総合演習」、「民事訴訟法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事訴訟法総合演習」、「法律文書作成Ⅰ」、「法律文書作成Ⅱ」を担当し、また、それぞれの実務経験と関わりの深い展開・先端科目である「倒産法」、「倒産法演習」、「国際取

引法」、「経済刑法」、「英文法律文書作成」も担当している。

実務家教員の中には判事、検事および司法研修所教官の経験者がいる他、それぞれが法律事務所の運営に参与しているため、本学法科大学院の実務家教員は、実務家として十分な経験と高度な実務能力を有しているといえることができる。

なお、専任教員以外の者であって、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者（いわゆる「みなし専任」）は、本法科大学院では置いていない。

(2) 法曹としての実務経験を有する教員の確保

本学法科大学院の実務家教員は、専任5人（常勤5人）であり、すべて弁護士活動等（判事・検事等の任官期間を含む）18～40年の法曹として実務の経験を有している。

4 専任教員の担当授業科目の比率

法律基本科目については、民事訴訟法を除く、すべての科目（憲法、行政法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法）において、当該科目を適切に指導できる専任教員を配置している。早急に、民事訴訟法担当の専任教員を補充するべく進めている。

本学法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目としている。これらの必修科目の授業については、全必修科目43科目のうち30科目（複数による担当科目あり）、すなわちほぼ7割の必修科目が、専任教員によって担当されている。

5 教員の教育研究環境

(1) 適正な範囲内の授業負担

本学法科大学院専任教員の授業負担は、14名中13名が20単位以下である。1名の教員は、年間30単位を超えて担当しているが、これはいわゆる専他の教員であって、この担当科目の中には履修登録者がいない科目も含まれており実質的には30単位を超えていない。

(2) 研究専念期間

本学法科大学院の完成年度（平成19年度）までは、法科大学院の教育に専念することとしているため、長期の研修は見合わせていた。その後、本学では、全学において、平成22年度より、サバティカル制度の試行を実施している。

(3) 教育・研究補助職員の確保

本学東京キャンパスにおける「夜間社会人大学院」の担当事務職員は、ビジネス科学等支援室として16名、本学法科大学院専任の常勤職員として2名配置されている。本学法科大学院の事務は主に専任職員の2名が教務関係を中心に対応しているが、総務や会計関係については支援室の事務職員が支援している。さらに、非常勤職員3名（うち、2名は交代制。）を、「講義等のレジュメの印刷、配付及び管理」、「講義室、ゼミ室及び図書・自習室の管理」などのために配置している。

[特長]

- 入学定員 36 名、1 学年 1 クラス編成であるため、専任教員 1 人当たりの学生数は約 8 人であり、文字通り少人数教育を行える環境がある。また、実務家教員については「みなし」は 1 人もおらず、5 人全員が「常勤」であるため、教員（専攻）会議には真剣に参加し、会議が大変活性化された。
- 専任教員の平均年齢が 52.6 歳であり、研究教育活動の最盛期にある教員が過半数を占め、60 代が 4 人、50 代が 3 人、40 代が 6 名、30 代が 1 名と年齢上のバランスも保たれている。

[課題]

- 民事訴訟法の研究者専任教員の補充が喫緊の要請である。
- 今後とも教員組織の適正を維持するための努力が必要と思われる。
- 研究に専念する十分な時間が確保できない状況にある。教員の教育研究環境の向上にさらに配慮していくことが必要と思われる。

第9章 管理運営等

1 管理運営の独自性

(1) 法科大学院独自の運営の仕組み

本学法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、准教授を含む本学法科大学院の専任教員全員（実務家教員・専他教員含む）で構成する「法曹専攻教育会議（以下「専攻会議」という。）」を設置している。この会議は原則として月1回のペースで開催され、本専攻の運営に関する重要事項についての意思決定を行うことになっている。

本学法科大学院の長として、法科大学院長（法曹専攻長）1名を置くとともに、その補佐機関として、1名の「職務代行者」を置いている。また、本学法科大学院の適正な運営を図る目的で、専攻会議の下に、専攻長及び職務代行者並びに教務委員長、人事委員長、入試委員長の5名からなる「運営委員会」を設置し、専攻会議において審議されるべき運営の基本方針等について協議を行っている。

本学法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については、全て専攻会議の審議事項とされており、この会議における審議の内容及び意思決定が、法科大学院の運営において尊重されることが制度的に保障されている。なお、法科大学院（法曹専攻）はビジネス科学研究科の教育プログラムの1つであり、その教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜等の最終決定機関はビジネス科学研究科運営委員会である。しかしながら、同運営委員会は、その決議で、法科大学院の意思決定を尊重する旨確認している。

本学法科大学院の運営を実効的に遂行するため、専攻会議の下に、10の個別委員会（FD委員会、教務委員会、人事委員会、入試委員会、自己点検評価委員会、予算・総務・学生委員会、研究推進・広報委員会、図書委員会、施設委員会、紀要委員会）を設置し、個別の具体的課題について、適正かつ迅速に対応できる体制を整備している。特に、法科大学院教育におけるFDの重要性を意識し、FD委員会については、専任教員全員が各自の教育担当領域に応じて、4つの部会（公法部会、民事法部会、刑事法部会、実務部会）のいずれか1つ以上に必ず所属するという「全員参加体制」を採っている。

(2) 適切な事務体制

事務体制としては、法科大学院系の常勤職員2名を中心として、教務、学生支援、入試・広報、研究助成、学内会議運営支援等の業務を担当している。

あわせて、本学法科大学院の管理運営を適切に行うために、これら業務に関して、「ビジネス科学等支援室」に所属する、支援室長、室長補佐（2名）、総務係（係長含め3名）、教務係（係長含め6名）、会計係（係長含め3名）、研究支援担当（1名）等による必要な支援を受けている。

また、主として講義資料作成や簡易な窓口対応等の教育支援業務を担当する非常勤職員2名〔週2.5日/人（6時間/日）勤務〕および平成24年2月から1名〔週5日/人（6.8時間/日）勤務〕を加え、法科大学院独自に置くことによって、事務体制のさらなる充実を図っている。

(3) 十分な財政的基礎

法曹専攻に配分される専攻予算は、教員数を基準とする教員当教育研究費、及び、学生数を基準とする学生当教育費によって構成されており、いずれも、法科大学院としての教育研究活動を適正に維持するに十分な人件費、教育経費及び管理経費等について適切な配分が行われている。

特に、学生当教育費については、法科大学院の理念というべき少人数教育を適正に実施するために、他の専攻と比較して、学生1人当たりの配分単価を高額に設定するなどの特別な配慮が行われている。教育活動の維持・向上のため、法律データベース使用料、図書資料費、自習室等の什器備品購入費、消耗品費、チューターなど人件費等が計上され、法科大学院の教育を適切に実施できるよう配慮されている。

法科大学院の運営に係る財政上の事項については、専攻長及びビジネス科学研究科長を通じて、本学本部において法科大学院の意見を聴取する機会が適正に保証されている。たとえば、年次の予算編成において、非常勤講師やチューターの配置予算要望につき、法科大学院の特殊性を配慮してもらい、他専攻より予算をかなり多くつけてもらったりしている。このように、法科大学院の学習・教育環境に欠けることがないよう十分に配慮されている。

2 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の実施・公表

本学法科大学院においては、教育活動等の状況について自己点検及び評価を行うため、自己点検評価委員会を設置し、教育水準の維持向上を図っている。平成20年3月に、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」が制定され、「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻の教育活動等の状況に係る自己点検評価は、法曹専攻自己点検評価委員会が行う」（第1条）こと等が正式に決定された。平成23年度における委員は以下のとおりである。

小幡雅二 教授（委員長）
植草宏一 教授
大塚章男 教授
上山 泰 教授
徳本 穰 教授

(2) 適切な項目設定と実施体制

自己点検評価の対象となる項目について、前掲の「筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻自己点検評価実施要綱」は、「自己点検評価の項目は、次のとおりとする」として、以下の10項目を設定している（第3条）。

- (1) 教育目的に関する事項
- (2) 教育内容に関する事項
- (3) 教育方法に関する事項
- (4) 成績評価及び修了認定に関する事項
- (5) 教育内容等の改善措置に関する事項

- (6) 入学者選抜等に関する事項
- (7) 学生の支援体制に関する事項
- (8) 教員組織に関する事項
- (9) 管理運営に関する事項
- (10) 施設、設備及び図書館等に関する事項
- (11) 有職社会人学生の特性を踏まえた対策

この評価項目は、大学評価・学位授与機構の基準に示された「教育課程の編成」「成績評価の状況」「入学者選抜の状況」「学生の在籍状況」「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」「修了者の進路及び活動状況」を含むものである。

この点検評価項目に基づき、自己点検評価委員会が、点検評価を実施することになっている。

自己点検評価委員会のほかに、FD委員会の組織は専攻長を委員長とし、以下のように各専攻分野に個別部会が設置されている。

委員長 藤村和夫教授（法曹専攻長）

- ①公法系科目部会（代表：大石和彦教授）
- ②民事系科目部会（代表：上山 泰教授）
- ③刑事系科目部会（代表：小幡雅二教授）
- ④実務系科目部会（代表：岡 伸浩教授）

また、本学法科大学院では、教育内容の改善を図るため、各学期の終了時にすべての開講科目を対象として、学生による授業評価アンケートを実施している。学生による公正かつ正確な評価を得るため、学生による授業評価アンケートは教員による監視のない場所で記入し、かつ、無記名で提出できるよう配慮されている。学生による授業評価アンケートにおいては、①授業内容について、②授業の課題について、③教員の授業態度について、④その他授業に関する自由な意見の4分野をさらに細分化して合計18の項目を設け、それぞれについて5段階の評価を記入可能にするとともに、回答理由の記入欄も設け、学生による多様な意見をできるかぎり正確に反映するよう工夫している。

(3) 自己点検結果の活用

自己点検評価委員会は、自己点検評価の結果を、専攻会議で報告し、かつ、教育活動等の改善につき、専攻会議、教務委員会、FD委員会、その他委員会に勧告し、各委員会はこれに基づき具体的な対応策および改善策を検討することとしている。すなわち、自己点検及び評価に関する一般事項については自己点検評価委員会が、各専門分野における自己点検及び評価についてはFD委員会及び分野ごとの科目部会が、教務事項その他の個別事項については教務委員会その他の個別委員会が、それぞれの観点から検討し、多面的な角度から、教育活動等の改善を図る仕組みとなっている。本学法科大学院における教育活動等を改善するため、学生の学習に対する理解度と満足度の向上をはかるという目標を実現するため、FD委員会及び分野ごとの科目部会が、随時教育活動等の改善に関する検討を行っている。

以上、各委員会で検討した内容、または実際に改善された結果は、専攻会議で報告され、教員によって共有され、改善に向けて最善の努力が払われてきている。

(4) 第三者による検証

本学法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、学外者による検証の機会を保証するため、外部の有識者による有識者会議を設置している（平成 23 年 1 月再任）。平成 24 年 1 月までに、有識者会議は 8 回実施されてきた。

西川元啓 弁護士

早川信夫 NHK 解説委員

岩井重一 弁護士（元東京弁護士会会長）

3 情報の公表

(1) 積極的な情報提供

教育活動に関する情報は、以下の方法によって積極的に提供している。

1. パンフレット刊行（年 1 回）
2. ホームページ（筑波大学研究者総覧「TRIOS」を含む）による情報の提供
3. 各種の啓蒙・広報活動（シンポジウムの開催、法律雑誌での紹介、テレビ番組でのインタビュー等）

(2) 重要事項を記載した文書の公表

平成 19 年度に、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準に基づきつつ、「有職社会人学生の特性を踏まえた対策」の項目を加えて、自己点検・評価を行い、その結果を「平成 19 年度 自己点検・評価報告書」として作成し、これを本学法科大学院のウェブサイト上で公表した。平成 21 年度の法科大学院認証評価（本評価）に係る自己評価書についても、同ウェブサイト上で公表した。

本学法科大学院では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項である、(1)設置者、(2)教育上の基本組織、(3)教員組織、(4)収容定員及び在籍者数、(5)入学者選抜、(6)標準修了年限、(7)教育課程及び教育方法、(8)成績評価及び課程の修了、(9)学費及び奨学金等の学生支援制度について、(10)修了者の進路及び活動状況については、「本学及び本学法科大学院のホームページ」、「筑波大学概要」、「大学院案内 2011」、「平成 23 年度筑波大学東京キャンパス〈社会人のための夜間大学院〉」、「平成 23 年度筑波大学法科大学院社会人募集要項」などにより、毎年度公表している。

なお、各教員の教育活動及び研究活動等の状況については、オンライン業績登録システムである筑波大学研究者総覧「TRIOS」に登録されるものとされ、登録されたデータは、学外からもホームページ上で閲覧することが可能な状態におかれている。また、研究活動については、2007 年 3 月に筑波ロー・ジャーナル創刊号を発行しその後も筑波ロー・ジャーナルは年 2 回発行している。

4 情報の保管

本学法科大学院では、平成 19 年 6 月 6 日に開催された自己点検評価委員会において、評価の基礎となる情報について、適切な方法で保管することが正式に決定された。評価の際に用いた情報については、少なくとも、評価を受けた年から 5 年間保管されることとされている。

これに先立ち、平成 17 年度に開催された法曹専攻会議において、開講科目の期末試験答

案原本を保存することが決定され、平成17年度3学期末以降に実施された期末試験の答案原本が保管されている。また、これに伴い、学生に期末試験の答案を返却する必要がある場合、返却用の答案として写しを用いることが決定された。なお、平成17年度3学期以前に実施された期末試験の答案原本については、可能な限り収集が行われ、原本または写しが保存されている。

また、試験答案の他、専攻教育会議・各委員会に関わる書類、教務関係書類、入試関係書類、教職員勤務関係、レジュメ、授業アンケート、意見箱への投書などが、ファイルや封筒により分類され、法科大学院事務室等の書庫や金庫において保管されている。これらの資料は、評価機関の求めに応じてすみやかに提出できるよう、適切な方法で保管されている。

[特長]

- 管理運営の体制と実施状況について、本法科大学院に設置された法曹専攻会議は、多角的な視点から活発かつ充実した議論を行っている。その上で、本法科大学院の上位組織にあたるビジネス科学研究科運営委員会における検証を受け、ビジネス科学研究科全体の管理運営と法曹専攻の管理運営の整合性を確保している。
- 筑波大学研究者総覧「TRIOS」の稼働により、業績の登録システムがオンライン化されたことは、教員の活動状況等の確認における可視化、客観化、迅速化という点で優れている。

[課題]

- 教員によっては、研究教育に割くことができたであろう多くの時間が学事に費やされており、職務負担のバランスを保つことが問題となっている。
- 事務については、人員減あるいは事務機能の統合などによってその業務量がさらに増えることが懸念される。

第 10 章 施設、設備及び図書館等

1 設備の整備

(1) 概要

本学法科大学院は、平成 23 年 7 月までは、東京・秋葉原のインテリジェンス・ビル（秋葉原ダイビル）の 14 階と 15 階に筑波大学東京キャンパス秋葉原地区として設置されていた。その後、移転を経て、現在、本学法科大学院は、筑波大学東京キャンパス文京校舎の 5 階に設置されている。

同校舎はセキュリティ・システムが完備しているため、解錠されている教室等を除き、セキュリティを解除しないと入室ができないシステムとなっている。教員、職員及び学生はセキュリティ・カード（身分証明証）を事前に配付されており、これにより大学院の施設・設備へのアクセスが可能となっている。

同校舎の 5 階には講義室・ゼミ室、事務室、併設の法律事務所（「弁護士法人筑波アカデミア法律事務所」）、教員研究室、学生ラウンジ、資料室、学生相談室などが設置され、3 階にはビジネス科学等支援室、1 階にはロッカー室、また地下 1 階には図書館・自習室などが設置されている。

本学法科大学院は、入学定員 36 人、収容定員 108 人、専任教員 14 人の体制であり、十分なスペースが確保されている。教室等については、講義室（48～50 人）3 室、ゼミ室（12 人～20 人）3 室を備えているため、十分な教室運営をしている。また質的にも最新の教具等を備えて万全を期している。

(2) 講義室

講義室は比較的大人数の授業を行うための部屋で、36 名程度での講義を予定しており、最大で 50 名の収容が可能である。講義室は 3 学年分 3 室が設けられており、面積は 84～123 平方メートルである。したがって、3 学年が同時に必修科目を受けることが可能となっている。

講義室は、多様な教育方法に対応できることを目的として設計されている。授業には常に座席数がクラス定員以上の教室が使用されている。教室には各受講者に十分な手元スペースのある机が配置されている。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行っている。

授業においては、ビデオや DVD などのメディアを活用したり、あるいはコンピュータを活用したプレゼンテーションや資料の提示を行うことが一層教育効果を高めると予想される。そのため、3 つの講義室はホワイトボードのほかに約 120 インチのスクリーンを備えており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD、CD のメディアをはじめ、さまざまな画像が投影できるようになっている。また、このほかにも、1 台の可動式の大型液晶ディスプレイ（50 インチ）を有しており、ビデオや DVD が再生できる付属のプレーヤーにより、より鮮明な映像が再生可能となっている。さらに、講義室 502、講義室 503 および講義室 504 には、カメラ 1 台（固定式）とマイクにより録画録音された動画のストリーミング装置が配備されている。これにより録画録音された動画は、学生がインターネットを経由して自宅のパソコンで閲覧できるようになっている。また、LAN ケーブルのコンセントも配置されている。

模擬裁判は、部分的に法廷教室でもある最も面積の広い講義室 504 で行われることになっており、この様子は、ビデオカメラで撮影され、録画されることになっている。録画されたものは上記の液晶プロジェクターまたは液晶ディスプレイにより投影または再生することが可能である。これにより受講者は自分たちの行なった訴訟活動を客観的に見ることにより、一層充実した演習を行うことが可能となる。

(3) 演習室

演習室（本学法科大学院では「ゼミ室」と称している。）は小人数の授業を行うための部屋で、数名から 20 名程度の授業を予定し、最大限で 30 名程度の収容が可能である。本学法科大学院が主として使用することが予定されているゼミ室は 3 室設けられており、面積は約 23～46 平方メートルである。移動式の机を配置し、科目の特性や履修者数に合わせて、効果的な授業が実施できるようにレイアウトして授業を行っている。また、前述の 1 台の可動式の大型液晶ディスプレイ（50 インチ）により、ビデオや DVD が再生可能となっている。授業がない時間は、学生による自主的な議論・学習にも利用されている。

(4) 併設法律事務所

5 階に設置されている弁護士法人筑波アカデミア法律事務所は、本学法科大学院におけるリーガルクリニックほか臨床法学教育の業務を受託し、これを行っている。同法律事務所には相談室が 3 室設置されており、学生の対応も十分可能である。

(5) 教員研究室

教員研究室（本学法科大学院では「研究室」と称している。）については、現在、研究室を保有している専任教員は 13 人であるが（1 人は筑波キャンパスに研究室を保有している）、将来の増員を見込んで 15 室を用意している。

専任教員 1 人には約 23 平方メートルの研究室が割り当てられ、基本的な書架、机、ミーティングテーブル、ロッカーが設置され、教育・研究に適したスペースと設備が整っている。また、LAN ケーブルのコンセントも配置されている。

(6) 非常勤講師控室

非常勤教員には教員研究室に隣接して講師控室 1 室が配置されており、机とソファが設置されていて、非常勤教員はここで待機し講義等の準備を行える体制となっている。また 5 階にある事務室には、非常勤の事務職員 2 名〔2.5 日／週（6 時間／日）勤務〕、但し平成 24 年 2 月から 3 名（2 名〔2.5 日／週（6 時間／日）〕、1 名〔5 日／週（6.8 時間／日）〕）が配置されており、教材の作成と学生への配付の作業などに当たっている。

(7) その他

- ① 専任教員による学生との面談は、上述した研究室を中心に行われることを予定し、大きめの研究室を備えており、オフィスアワーに対応できるように配慮している。教員が学生を指導・面談するためには、専任教員は研究室を、非常勤教員は講師控室を主として予定しているが、場合により、5 階に設置されている学生相談室で行

われることも予定されている。

- ② 常勤の事務職員2名の職務上のスペースとしては、3階フロアに学生の窓口業務、学籍保管庫、作業室等を備えた十分な広さの事務室が設置されている。各職員には、業務を行うために必要な机とパソコンが与えられ、事務室には、複合機・プリンター・シュレッダー等が備えられている。
- ③ 自習室は地下1階の図書館に隣接して設置されており、図書館（他専攻と共用）・自習室（本学法科大学院専用）の面積は併せて約1644平方メートルである。自習室には、総数で120席分のキャレル（パーティションがあるもの）が設置され、日曜・祝日・年末年始を含め、24時間学生の使用に供されている。このように、学生には、スペースと利用時間において、図書資料を有効に活用して学習する体制が整っている。また、図書館・自習室内は、無線LAN対応となっており、「TKC法科大学院教育研究支援システム」や「LexisNexis」をはじめとした国内外の主要データベースへアクセスし、情報検索が容易に行える体制となっている。多くの学生は、自己のパソコンを持ち込んでいるが、図書館には他専攻と共用のパソコン（24台）及びプリンター（4台）が設置されており、種々のリサーチができるようになっていく。このパソコンは情報端末として、情報検索、法令判例データベースの閲覧、インターネットを利用した学習、論文、レポート作成に利用されている。学生一人ひとりの専用キャレルの確保については、本学法科大学院及びその図書室が移転前の秋葉原地区（秋葉原ダイビル）に所在の際に要望が出されたことがあったが、現在の文京校舎に移転後も、自習室の全体のスペースに制限があることや修了生の施設利用の希望への対応が必要となること、他方、自習室の使用実績に照らし、一定の時間帯（平日午後9時～11時、土曜日終日、試験期間の日曜日など）以外満席となることはないことから、自由席としている。
- ④ 5階には学生ラウンジ（27平方メートル程度）が設けられており、ここには机6脚、椅子19脚が設置されており、学生同士で談話をしたり、忙しい社会人学生が授業の前後に軽食をとったりする姿が見られる。また、このラウンジには、1台のコピー機も設置されている。

また、学生の私物収納のため、1人に1個分のロッカーを割り当て、1階に配置している。なお、現在ロッカーは、828個（他専攻と共通）あり、東京キャンパス正規学生全員685名分だけでなく、科目等履修生の分も確保している。

上記の各施設（勿論併設の法律事務所は除く）は、すべて、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。

なお、本学法科大学院の授業のない時間帯（月～金曜日の日中）については、本学法科大学院関係者（ビジネス科学研究科法曹専攻以外の教職員等）が講義室・ゼミ室等の利用が可能である。

2 設備及び機器の整備

1で述べたように、3つの講義室はホワイトボードの他に大型スクリーンを常備しており、液晶プロジェクターを使用して、ビデオ、DVD、CDのメディアをはじめ、さまざまな画像が投影できるようになっている。さらに、1台の可動式の大型液晶ディスプレイ（50インチ）を有しており、講義室やゼミ室で、ビデオやDVDが再生可能となっている。これらはパソコンに接続し、パワーポイント等を用いた授業も可能にしている。さらに、講義室502、講義室503および講義室504には、カメラ1台（固定式）とマイクにより録画録音された授業のストリーミング装置が配備されている。講義室とゼミ室の要所にLANケーブルのコンセントが配置されており、また図書・自習室には無線LANを設置してIT環境を整えている。教員・学生は、本学の図書館サイトにアクセスすることにより、「TKC法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要データベースに接続し、必要となる文献や資料も常時利用可能となっている。

教員のためには5階事務室と図書館にコピー機各1台、学生においては学生ラウンジと図書館に学生利用コピー機各1台が設置されている。また、前述したように、教材の作成・配付の支援のため、非常勤の事務職員2人〔2.5日/週（6時間/日）勤務〕、但し平成24年2月から3名（2名〔2.5日/週（6時間/日）〕、1名〔5日/週（6.8時間/日）〕）を配置している。

図書館には共用のパソコン24台が配置され、これはLANに接続されており、種々のリサーチができるようになっている。

その他、講義室・ゼミ室、図書館・自習室、教員研究室、事務室における設備・備品の状況については、「10-1施設の整備」を参照のこと。

第7章1(2)で述べたように、本学法科大学院は、学生が社会人であるという特性に対応するため、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにより、①遠隔オフィスワークとバーチャル・ゼミナールのシステム、②授業等のデジタル録画とストリーミング配信システム、および③リーガルクリニック用日程管理システムを開発した。現在利用されているシステムは②及び③であるが、これにより、時間的に制約のある夜間社会人の学生が、学外から、本学法科大学院のネットワークに接続することにより、①教員や他の学生とビデオ会議をすることが可能、②デジタル録画された授業・教材等を学生がパソコン上で再生することが可能、③併設の法律事務所による学生へのリーガルクリニックの日程管理を迅速且つ正確に実施することが可能、となっている。

3 図書館の整備

本学附属の大塚図書館は、本学法科大学院の教員及び学生が、その教育及び研究並びに学習に支障なく使用することができる状況にある。

平成23年の7月までは、本学法科大学院及びその図書館は、秋葉原地区（秋葉原ダイビル）に設置されていた。この間は本学法科大学院の専用図書室であったが、移転後は他専攻と共用の大塚図書館に含まれる形となった。この大塚図書館の開館時間は、以下のとおりである。

月：10:30～18:30、火～金：10:00～21:00、土：10:00～19:50、日：10:00～18:00
なお時間外開館として9:00～23:00まで利用可能となっている。

開設準備年度である平成 16 年度から 18 年度までは、法情報調査に関する知識のある非常勤職員（ローライブラリアン）を配置していたが、事情により退職せざるを得なくなったため、平成 19 年度からは、ローライブラリアンの後任者の補充を図ったが、充てることができなかったことから、一般の司書資格者を非常勤職員として、火曜日から金曜日（13:30～21:15）及び土曜日（11:00～18:45）に配置していた。本学法科大学院及びその図書室が、現在の文京校舎に移転後、大塚図書館には常勤職員 3 名、非常勤職員 1 名を配置している。

学生からの図書購入の要望は、本学附属図書館のウェブサイトから行うことができる。大塚図書館は約 6 万冊の蔵書を有し、法科大学院での教育及び研究並びに学生の学習に十分応じることができる。

図書館には文献複写用の有料複写機や返却ブックポストも設置している。また、図書館内は、他専攻と共用のパソコン（24 台）及びプリンター（4 台）が設置されているほか、無線 LAN 対応となっているため、学生が自己のパソコンを持ち込んで「Westlaw Japan」や「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要な法情報データサービスを利用することが可能で、最新の情報を提供できる環境となっている。

1) 所蔵資料

- ① 図書 58,963 冊（外国書 15,931 冊）
- ② 学術雑誌 1,400 種（外国雑誌 569 種）

2) 主要データベース

- ① Westlaw Japan
- ② TKC 法科大学院教育研究支援システム
- ③ 法律判例文献情報
- ④ 国会会議録検索
- ⑤ LEX/DB
- ⑥ LexisNexis
- ⑦ 日本法令索引
- ⑧ L L I 統合型法律情報システム

なお、自習室は移転後も専用自習室として確保されており、120 人分のキャレルを配置している。1(7)③で述べたように、キャレルは固定制とはせず、自由席としている。自習室は、日曜・祝日・年末年始を含め、24 時間学生の使用に供されており、学生には、スペースと利用時間において、有効に学習する体制が整っている。

[特長]

- 法科大学院は、最新の AV 設備を備え、パソコン・プリンター等を常備し、有線・無線の LAN に対応し、またパワーポイント等を用いた授業も可能となっている。
- 講義室・ゼミ室、教員研究室、図書館は、法科大学院の目的に照らし、十分な教育及び研究効果をあげるために相応しい設備が備わっている。
- セキュリティ・カードによる入退室システムを導入しており、夏季および冬季休暇中も自習室の利用を可能としている。学生が有職の夜間社会人であるという特徴からそのライフスタイルに合わせた効果的な学習ができる環境を整備している。
- 重要な情報は、本学法科大学院の Web サイトの掲示板にアップされている。講義によって、その資料・レジュメなどは、同 Web サイトにアップされている。「TKC 法科大学院教育研究支援システム」などの国内外の主要データベースを導入している。
- 授業等のデジタル録画とストリーミング配信システム、およびリーガルクリニック用日程管理システムを導入し、夜間社会人学生の持つ時間的ハンデを解消するための学習支援システムを構築している。
- 学生及び教員は、本学法科大学院の LAN ネットワーク（学外からもアクセス可能）にアクセスして、以上すべてのシステムやプログラムを利用することができる。

[課題]

- 学生一人ひとりの専用キャレルの確保については、自習室の全体のスペースに制限があることや修了生の施設利用の希望への対応が必要となること、他方、自習室の使用実績に照らし、一定の時間帯（平日午後 9 時～11 時、土曜日終日、試験期間の日曜日など）以外満席となることはないことから、自由席としている。更に、効率的且つ有効な利用方法を検討していく必要がある。

第 11 章 有職社会人学生の特性を踏まえた対策

1 本学学生の特性と特別な配慮の必要性

本学の入学者選抜は、「高い資質を有し、志高く、熱意ある社会人を迎える」とのアドミッション・ポリシーを適切に実現する形で実施されており、毎年度、合格者の 90%以上が多様な知識や実務経験を有する現役の社会人（有職社会人学生）となっている。また、その職種も、会社員、公務員、医師、教員、弁理士等様々である。

このように本学学生の大半は昼間に定職を持つため、出張等によるやむことを得ざる通学不能日の発生や学外での複数学生による共同学習時間の確保困難など、学習面において、夜間社会人学生という特性に基づく大きな時間的ハンデを負っている。

そこで本学では、こうした有職社会人学生に特有のハンデを少しでも解消していくために、学生の学習支援等にあたって、専業学生を中心とする他の法科大学院とは異なる特別な配慮を行うことが要請されている。

2 学習支援上の対策

(1) 夜間社会人学生用実践的学習システム

本学では、先の夜間社会人学生特有の時間的ハンデ解消に対する対策の 1 つとして、平成 17 年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に申請し、採用された。これは、本学が有する高速インターネット通信に対する豊富な物的、人的インフラを最大限に活用することによって、有職の夜間社会人学生のための実践的学習支援システム（高速ネットによるリーガルクリニック支援システムと学外学習補助システム）の開発を目的としたものである。具体的に現在稼働しているシステムは以下のとおりである（詳細は第 7 章 1 (1) (c) 参照）。

- ① 授業の録画とストリーミング配信システム
- ② リーガルクリニック用日程管理システム

(2) ホームページによる教材の事前配布

時間的ハンデのある有職社会人学生が、適時に、かつ、効率的に学習用教材を取得することができるように、多くの科目において、該当講義日の 1 週間前には、教材や講義資料を本学ウェブサイトの学内者専用ページからダウンロードできるようになっている。これによって、学生は自宅等から適宜教材をダウンロードして、十分な事前学習を行うことができるとともに、受講科目のない日に教材の取得のためだけに通学するといった時間的なロス回避することができるようになっている。

(3) 自習室の終日利用

有職社会人学生がその限られた時間的制約の中でも最大限の自習時間を確保することができるように、法曹専攻専用の自習室は土日祝日等も含め、24 時間の終日利用が可能となっている。

3 その他の対策

(1) ウェブによる情報開示の充実

有職社会人学生が通学時間のロスを最小限に抑えつつ、必要な情報を適時に取得することができるようにするために、本学ではウェブサイトの学内者専用ページのコンテンツの充実を図っている。

具体的には、既述の学習用教材のネット配布や講義自動収録システムによる講義のストリーミング配信等の学習支援関連情報の提供に加えて、時間割、集中講義日程、定期試験日程等、各種の学生生活上の基本情報を、学内者専用ページの「教務関係事項」、「事務室からの掲示」等の中で掲示している。

(2) 時間割構成の工夫

夜間開講という本学の特性上、他の全日制の法科大学院と比較し、必然的に開講時間帯と開講コマ数が制約されてしまう。この結果、同一コマ上に複数の選択科目を開講せざるを得ない状況等が生じ、必ずしも学生の履修希望に添えないケースがある。この点については、履修希望の多い科目をできる限り重複させない時間割を組むなどの工夫を試みている。

[特長]

- 夜間社会人学生用実践的学習支援システムの開発を始めとして、本学のインフラ上の大きな利点の1つである高速インターネット通信網を最大限に活用し、夜間社会人学生特有の時間的ハンデ解消のための対策に取り組んでいる。
- 自習室の24時間開放によって、時間的ハンデの大きい有職社会人学生が任意の空き時間を活用して自習できる環境を提供している。

[課題]

- 講義のストリーミング配信等の夜間社会人学生用実践的学習支援システムの利用状況やホームページでの教材配布等について、教員間に差があるなど、まだ必ずしも十分な活用がされているとはいいがたいので、今後のさらなる利用促進が望まれる。
- 時間割の調整について、集中講義の配置を含めて、なお検討と工夫の余地があると思われる。